

史跡丸亀城跡保存活用計画書 資料編

- 1 城主系図
- 2 丸亀城関係史料
- 3 櫓・門等の名称
- 4 現存建築図面
- 5 天守板札（国指定） 丸亀市立資料館蔵
- 6 御籠部屋并交代部屋建替板札及び棟札
- 7 歴史資料・美術工芸品
- 8 古写真
- 9 丸亀城年表

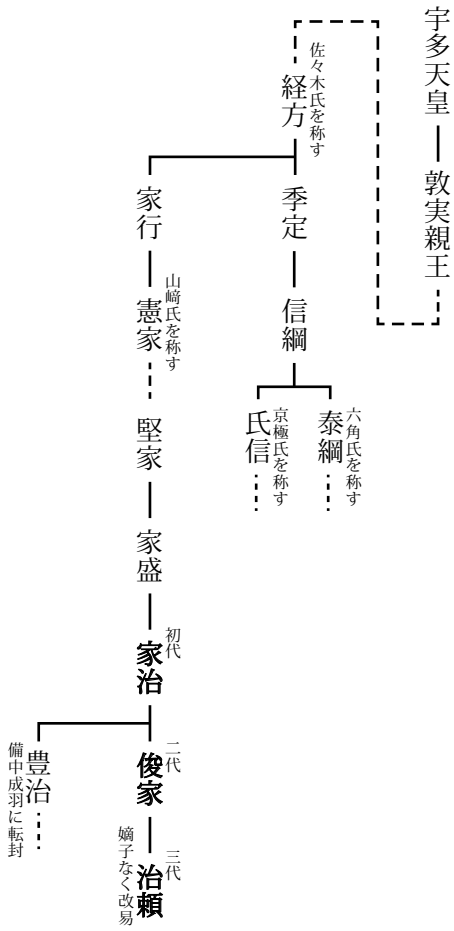
資料編

1 城主系図

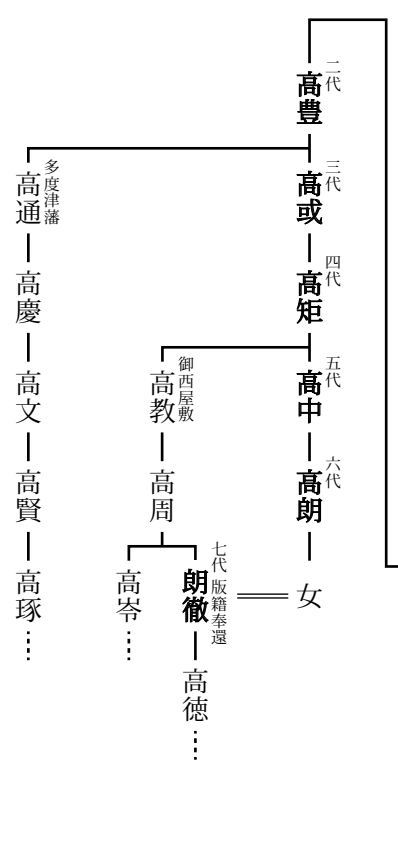
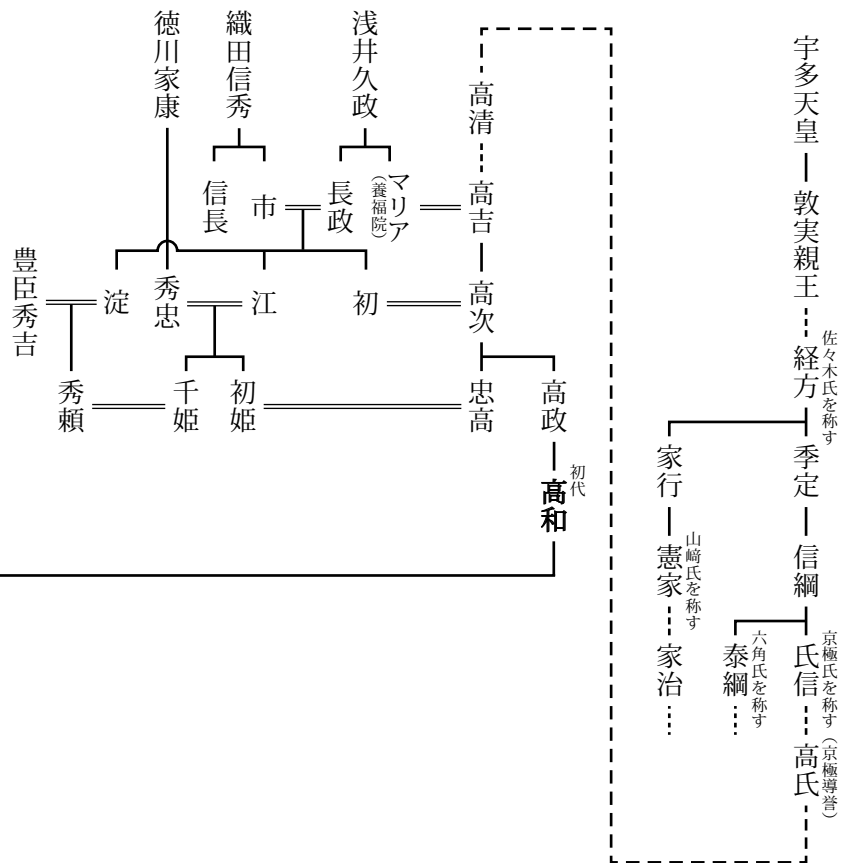
生駒家家系図



山崎家家系図



京極家家系図



参考文献: 『いにしえのときを刻む丸亀城』

2 丸龜城関係史料

【凡例】

- (1) 史料については、一部、読み下し文とし、適宜句読点を入れているものがある。
- (2) 変体がない、助詞、異体字は一部ひらがなで記している。
- (3) 判読不可能な漢字については□で表した。
- (4) 出典については本項の最後に整理する。

① 「西讃府志」(抜粋) 安政五年(1858)

「西讃府志卷之十六」

○丸龜治

丸龜ハ讃岐國鵜足那珂二郡ノ間ニテ其北邊ニアリ、其領治地ハ南ニ大山連リ、西北ニ海メグリ、東平野ニシテ、鵜足那珂二郡ノ村里東讃ト相接レリ、南方大山ノ嶺ヲ限リ、阿波國ト境界相分レ、申方伊豫國ニ至ル、陸路相續キ、北方海ヲ隔テ吉備ノ三國ニ隣リ、近キ所五里遠キ所十許里ニ過ギス、北辰地ヲ出ルコト三十四度、東京師ニ至ル六十三里、西赤間關ニ至ル百里、丸龜ト名クルハ城山ノ形龜ニ似タルニヨレリ、城ハ慶長二年生駒雅樂頭藤原親正創築スル所ニテ、其子讃岐守一正西讃ノ政ヲ執テ爰ニ居レリ、親正逝去ノ後其臣佐藤掃部ヲシテ代リ守ラシム、寛永十七年生駒氏出羽國ニ遷サレ玉フノ後加藤出羽守泰興預リ治ム、同十八年辛巳九月 大猷院殿是ヲ山崎甲斐守源家治ニ賜フ、今歳十月山崎氏入ラセ玉フ、同二十年内外ノ隍ヲ浚クシ櫓樓門墻ヲ修メ造レリ、慶安元年三月十七日家治逝去、嫡子志摩守俊家嗣ク、同四年十月二十八日俊家逝去、嫡子虎之助治頼嗣ク、明暦三年三月六日治頼逝去、嗣ナシ後絶ク、是ニ於テ御代官多羅尾久右衛門、今井彦右衛門、御目付下會根三十郎、仁賀保内配來リ守レリ、居ルコ

ト一年、萬治元年戊戌二月十七日 嚴有院是ヲ我先公刑部少輔源高和君ニ賜フ、同三月二十三日受取ノ先手トシテ佐々佐脇等ノ諸氏以下二十五人鹽屋村ヨリ船アガリシテ、二十五日城受取り玉ヒ、四月朔日多羅尾今井等ノ諸氏丸龜ヲ發玉フ、五月五日播磨國龍野城ヨリ公入ラセ玉フ、以來相續テ今ニ至レリ、

城郭 櫓十二 鐘堂一 鼓樓一 寶庫一

御館 御屋舖 神祠五 (太神宮、佐々木宮、金毘羅社、天満宮、龜山祠)

橋梁二 馬場一 弓場一 門八 番所六 (内侍番所二)

外廓 門四 神祠四 (天満宮三 八幡宮一、宮北六幡)

西御屋舖 學館一 (正明館ト名ク) 御用屋舖 勘定所一 評定所一

米倉二 射場二 銃場二 馬場二 宅倉二百五十 長屋十七 廩一

廓外

「鷹匠町」宅倉二十

「餌指町」宅倉三十四 門一

「船手濱之町」宅倉十 長屋二 神祠一 (船魂祠祭祀九月十五日祠官秋山上總介)

會所一 判部屋役所一 御船佐屋三 小舟小屋三 藏十 小屋一

「中之町」宅倉八 長屋一 門一

「田中分」宅倉一 長屋一

「門外」宅倉十

「風袋町」宅倉百七十三 (内十七戸雜賀、十戸足輕小頭、十戸同組小屋、

四十四戸同組屋舖、二戸出小人組小屋) 學館一 (敬止堂ト號ク) 作事

所一 (内二長屋十四戸) 藁藏一 大割會所一 長屋一 小人小屋一

小頭長屋一 揚屋々舖一 牢屋舖一 門一

「渡場」長屋一

(後略)

「西讃府志卷之十七」

○丸龜治下

一、市 井

此地今ノ米屋町ヲ限り東側ハ鶴足郡津野郷ニ屬キ、西側ヨリ那珂郡柞原郷ニ屬ク、開城以前ハ海濱ノ村ニテ、柞原郷ハ丸龜浦ト唱ヘテ高四百六石八斗九升三合ノ田畝アリ、津野郷ハ土居村トイヒケルヲ慶長六年其北邊ニ宇多津ナル平山ノ里人ヲ移シ、始テ三浦ト呼テ高百七十二石八斗八升ノ田畝アリ、寛永十八年山崎公入ラセ玉ヒシヨリ以來商工家ヲ移ス者多クシテ、遂ニ都會トナレリ、因テ町方地方等ノ名アリト云「中府門ヨリ北ニ入り東ニ折レテ御供所門ニ至ル、東西十八町、外廓ノ北門ヨリ北ニ入り西ニ折レテ鹽屋門ニ至ル南北十八町、東土居村境ヨリ西鹽屋村ニ至ル海濱十三町二十三間、町ノ數十七、其南北ニ通フ條、農人町南條町富屋町通町米屋町魚屋町葭町凡テ七條、其東西ニ通フ條、堀側町通町松屋町横町濱町宗古町西平山北平山御供所等凡テ九條、此外福島町東西ニ條南北三條アリ、戸凡テ二千六百八十、口八千七百七十八」市井ノ制宅地ニ租稅ヲ賦サス、每歲戸ノ間數ヲ逐テ戸錢ヲ納ム、一間戸一百九十錢、百錢之ヲ七月ニトリ、九十錢是ヲ十二月ニ納ム、又棒役アリ、是ハ戸ノ間數ニ關カラズ一戸ニ一本受ルアリ、又半本ナルアリ、多受ル者數本ヲ兼タルアリ、各其戸ニヨリテ常制アリ、棒役トハ町内ニ事アル時ハ其數ニ從ヒ役夫ヲ課ス、又一年ノ用費モ棒ノ數ニヨリテ是ヲ賦スコト田畝ノ高ノ如シ、濱町三浦等ハ此役ナクシテ水夫ヲ出セリ、福島町ハ福島橋修造ノ料ヲ課ス、故ニ錢棒役總テ免シ玉フ、

右ニ引ル丸龜浦三浦等ノ高ハ寛永十七年辰二月改メ、生駒家ノ總村高帳ニ見エタルナリ、サルニ今丸龜浦ノ高ナクシテ地方分二百二十石餘ノ地アリ、按ニ町方地方ト別レシ時右四百六石八斗九升三合ノ内二百二十石餘ハ地方トナリ、其餘ハ町方トナレルナルベシ、今宗古町ノ内ニ地方ノ畑九畝三步又舊京橋ノアタリニモ地方ノ地イサ、カアリ、サテ町分ニナ

レルハ租稅ヲ免サレ、サナラヌハ皆地方ニ屬リシナルベシ、故ニカク入交リタルナリ、サレバ町分ノ外スベテ地方トイヒシガ即テ村名トハナレルナラン、又生駒記ニ那珂郡津森ノ龜山トアレド、右ノ村高帳ニヨル津森村ハ今津村ノ内ニ載テ此地ト別ナリ故ニトラス、

農人町

中府門ヨリ北ニ入り東ニ折レテ南條町ニ至ル町長サ一町十四間餘俵役四十四本八歩

(戸口) 戸九十 口二百六十七男百二十七女百四十

(佛寺) 玄要寺 泰雲山ト號ク禪宗砂心寺末寺、本尊釋迦牟尼佛、左右ニ迦葉阿難ノ二尊者ヲ安置ス、開山宗貯、先公世々ノ靈牌ヲ鎮メ祭レリ、玄要泰雲共ニ先公ノ謚號ト云、林溪一枝眼慈等ノ諸屬院アリ、林溪院本尊地藏尊、一枝院本尊虛空藏、慈眼院本尊觀世音、此他八幡、妙見、辨天、稻置、金毘羅五祠及ヒ多聞堂等アリ、祿百五十石、境内東西四十七間南北五十間

妙行寺 圓宗山ト號ク、法華宗大坊末寺、本尊板縵荼羅、日蓮日興等ノ

像ヲ安置ス、開山日貫ヨリ六世、境内南北二十七間東西二十五間

上南條町

農人町ヨリ北ニ折テ下南條町ニ續ク町長サ東側一町三十三間四尺西側一町十五間餘俵役三十八本三步

(戸口) 戸七十二 口二百三十八續行

(溝渠) 渠一 横渠ト號ク、幅六間外隍ノ水ヲ受西ニ流レテ地方村ノ田畝ニ漑レリ

下南條町

上南條町ヨリ北ニ續テ横町ニ至ル、町長サ東側三十一間四尺西側一町五十一間四尺、本照寺ヨリ東ニ折レテ小路アリ長サ十八間俵役

四十一本

(戸口) 戸九十四 口二百六十續行

(畜産) 馬三

(神祠) 平野祠 稻荷祠 二祠共ニ壽覺院ニアリ平野八仁徳天皇ノ像ヲ安置ス、稻荷神ハ江戸増上寺ヨリ勸請スト云、

稻荷祠 辨天祠 二祠共ニ法音寺ニアリ、

(佛寺) 壽覺院 光明山無量寺ト號ク、浄土宗智恩院末寺、本尊阿彌陀佛、春日ノ作、釋迦如來行基ノ作、開山本譽、當時山崎公ノ造立ニシテ世々其靈牌ヲ納ム、古墓アリ前ニ石燈籠ヲ立テ高サ二尺五寸、表ニ桂岩院殿御廣前ト記セリ、境内六畝
(後略)

②藩士瀨山登の手記「丸亀城御城坪割瀨山登手録」(抜粹) 年未詳

一、正保三酉ノ年、御城之紙図木図並御領分之絵図共、御先主山崎甲斐守殿より上ル

③大野原を開墾した平田家の記録「池々之覚」(抜粹) 年未詳

山崎甲斐守様丸亀御領五万石御拜知成さられ候、丸亀御城御取立に付人札これあり、
(略) 与一左衛門を銀本に極め、手代木屋庄三郎並びに、出入仕り候大阪備中屋藤左衛門、三島屋又左衛門、大津井上又左衛門、この者共丸亀へ罷り下り、御城入札仕り候へ共落ち申さず云云

④山崎志摩守(俊家)宛老中書状「山崎家文書」慶安二年(1649)

以上

圓亀之城三丸坤之角石垣破損付而、同所之櫓ろ石垣築直之櫓立候事、並親父甲斐守代伺上意候、普請所々之石垣櫓門多門山下之屋敷構之石垣等、同東南之方堀浚之事、絵図之通得其意候、最前被守奉書之旨、普請以速々可被申付候、恐々謹言

慶安二丑正月廿三日

阿部豊後守 忠秋 花押

阿部対馬守重次

松平伊豆守信綱

山崎志摩守殿

⑤「古法便覽古記部」(抜粹) 年未詳

一、慶安二年山崎様御時代、外御堀御堀被成候、八月初より九月二出来、但右より少堀跡有之、橋掛り御儀、九月末二出来申候、初ハ御手入、後ハ御急ギ二付、町在より御雇被成候、御要害ノ為ト申、御沙汰無御座候、船入見分能様、沙汰御座候由、当御代御尋ニ付書上候也

⑥個人所蔵史料(抜粹) 万治三年(1660)

圓亀城此度此以前山崎甲斐守以木形絵図先御代得、上意普請申付候処、山上之櫓六ヶ所山下之櫓四ヶ所は櫓台之石垣築之櫓建之事、山上東之方之石垣、山下居屋舖廻之石垣、同三箇所之虎口石垣築之事、其外多門堀立之事、就未首尾普請有之度之由承届候、次山下之堀徒良坤迄之間埋候、同惣構之堀北方之外三方埋候付而、後之事絵図書付之通、得其意候、以連々普請可被申付候、恐々謹言

萬治三子三月廿六日

稻葉美濃守(正則) 書判

阿部豊後守(忠秋) 書判

松平伊豆守(信綱) 書判

酒井雅楽守(忠清) 書判

京極刑部少輔殿

⑦藩士瀨山登の手記「丸亀城御城坪割瀨山登手録」(抜粹) 年未詳

一、萬治三年、御城之紙図、御領分之絵図共に差上之、但、右者正保二、

山崎公より上之通之図也

⑧ 藩士瀬山登の手記「丸亀城御城坪割瀬山登手録」(抜粋) 年未詳

備中守様御代

一、寛文七末年、三丸櫓台御普請御願二付、御城之紙図木図共被差上

同御代

一、同十戌年、太鼓櫓新規出来之儀御願二付、同所の木図上ル

同御代

一、貞享二丑年、御城破損所御修補御願二付御城之絵図上

同御代

一、元禄五申年、御城普請御堀凌等之儀二付、御城の絵図上

尤此時仮り橋之図初上ル

若狭守様御代

一、同十三辰ノ年、諸国之絵図御改二付、高松被仰談、讃岐一国之絵

図上ル

佐渡守様御代

一、元文元辰年、御堀凌之儀御願二付、内外御堀之絵図上ル

但、右者、元禄五年之絵図写ヲ以被差上

高中様

一、明和五子年、東御門より北外堀汐留御願二付、絵図上ル

但、右、元文年の絵図之写也

⑨ 堀ざらえにつき堀絵図に係わる書状「書状」 年未詳

一、享保十三甲ノ年御堀凌

之御評議御座候、而前後共江

絵図之儀被仰付候所、

万治之子ノ年

刑部少輔様御堀之

御願仰上候、節之

絵図の扣を以、御堀

絵図御普請方二而相調、

御用番九郎長衛殿江

差出申候由、此度御

堀凌御願可被

仰上二付、絵図之儀

被仰付候、依之与得

吟味仕候処、万治之子ノ年

之扣を以、前後共指上

候、絵図ハ少々相違

之所相見へ申候、二付

与、得吟味仕候所、元禄

五甲ノ年

備中守様御代櫓

石垣御堀凌共一所二

御願被仰上候、絵図

之扣見出し申候二付、

右元禄五甲ノ年

絵図之扣を以、此度

御普請方江申達

御城絵図 一枚

御堀絵図一枚

右二枚二仕之所

朱引仕差上申候

一、備中守様御代御願

被仰上候、絵図之扣、

御見合為可被成差

差上申候、急ニ御堀

凌被仰付候而は、

御物入多ク御座候

之旨、速ニ御

凌ニ成度下被仰上在方

手透之時節、人足に而

御凌被仰付公儀共奉存候

附箋

備中守様御代御願被仰上

候節は、櫓石垣御堀凌共

御一所ニ

御願被仰上候間、

惣御城絵図ニ朱引被成

被差上候哉、此度ハ御堀凌

迄之御願ニ御座候間、御

堀絵図迄之差上相済可申哉、但惣御城絵図ニ

埋り三処朱引被成差上

儀茂可有御座哉と、絵図

二枚差上ケ申候

⑩「丸亀城下曲輪之堀等復元申付状」元文元年（1734）

讃岐国圓亀城

下曲輪之堀壱ヶ所、

外曲輪惣構之堀折廻

四ヶ所埋候付凌之事、

絵図朱引之通得

其意候、以速々如元凌

可被申付候

恐々謹言

元文元辰五月廿一日

松平伊豆守

本多中務大輔

京極佐渡守殿

松平左近将監

⑪「京極高和書状」年未詳（推定 万治二年二月十七日付）

「明日はてんきよく候はば城の石がき見申すべく候」

岡七郎兵衛殿

けふはあい申さず候、源右衛門に申しこし

候事

とくががつてん申事に候、其段源右衛門

申す可く候、明日はてんきよく候はば城の

石がき

見申すべく候、めしすぎ候へば出られ尤に

候、

今日のふで出来さてく、尤事仕合と

存じ候、ひろう尤に候、明日あいにて

申す可く候、かわる事はなく候哉、江戸よ

りの状ども行き申す事に候、恐惶謹言

二月十七日

岡七郎兵衛殿

尚々かたのごとく一心事

なる事に候、ひろう尤に候、以上

⑫ 「京極高和書状」年未詳

「今日より石がきにとりつき候也」

七郎兵衛殿 高和

今日は弥に候也、

やうもなく候はば

内々の江戸長屋

わりいたし度

候間、めしたべ

申され候へば急がずとも

わたせ出申され候、

今日より石がきに

とりつき候也、

天気よく大慶

申す事に候

以上

七兵衛殿

高和

⑬ 「京極高和書状」年未詳（推定万治三年九月十四日付）

「石どもあげ候はんと存ずる事に候」

今日はよき天気にて候間石ども

あげ候はんと存ずる事に候、さむく

成り申さず候内にずいぶんあげ候やう

申され候、市兵衛其外へも申しわたし

尤に候、

一 一昨晩はしり申し候物出申し候処、

このころの事十日にも成り申さず候に

はやかやうのしゆびぜひなく候、

次兵衛とどかざるやつにて候、これ

もよきしをきに候間様子どもき、

きつと申し付けるべく候、其内の物

たづねいだし候へとかたく御申し付け

尤に候、

一 又申すは江戸よりの状ども見申し候、先づ

何事なく大慶、のちほど出申され候へば

とだ（戸田）殿よりの状見せ申すべく候、恐惶謹言

九月十四日

尚々江戸ぶれもやうく

よき時分に成り申し候間

あとさき

しめし合せ申し付くべく候、以上

⑭ 「京極高和書状」年未詳（推定万治三年九月廿七日付）

「其元城辺かわる事なくつくり御申し付けのよし尤に候」

岡七郎兵衛殿

高和

一 其元城辺かわる事なく

つくり御申し付けのよし

尤に候、もはや天気

あがり申しとみし候間、

そろく、と御申し付け尤に候、

其外りやう分中

かわる事もなく何も
うちまいり候よし
いよくねん入れ候へとよく
くし申し付け尤に候、
ここもとかわる事
なくなぐさみ申す
事に候、さりながら
雨にてやどがち
にて候へどもこころ
なぐさみにて候、
今日明日はましま
にてなぐさみ申す可し
と存候、江戸より
のひきやくまだ
参らず候哉かかる事は
あるまじく候、
此あを壱つとらせ
候間遣わし候、いま時より
はくすりのよし
に候間御やり尤に候、
何かに付けりやう分
のひろきはよく候、
なにもかもたくさん
に申され候へと申す事に候

以上 刑部

九月廿七日

(花押)

⑮ 「京極高和書状」年未詳(推定寛文元年三月十二日付)
「城のちあげましまより見申候へば、事外見事に見へ申事に候」

今晚はましまにとまり

申す事に候、ふな人やら

りやうしやらのやう

なる事おかしく候、

城のちあげましま

より見申候へば、事外

見事に見へ申事に候、

さりながらうへの

とりあひとは外ひ

くくみへ申す事に候間

よくよくぎんみにて

申し付け尤に候、松なども

ここもとへ参り候時分

よりはのび、いまは

みかけもよくにて

まんぞく申す事申し候、

ほうあてのちあげ

もよくみへ申し候、壱間

も壱間半もあがり

候へば、なをなをよくみへ申す

可しと存ずる事に候、我等

ふかしなるゆへに

くわしくは存ぜず候間、

よく存じ候物にだん

がう尤に候

一我等ここともと出舟

の廿六七日両日

の内御きはめにてさきへ

やり候ものも申し付け

尤に候、道中のやう

すふうぶん遣わし候へば

さのみ事もふぢう

にはなきよしに候間、

勘兵衛七郎兵衛もともに

つれ候様に御申しわたし

候まじく候段、それも

道中ふぢうに候へば

かたくむやうに候、十五

もどり萬事だん

がう申す可く候、恐惶謹言

刑部

(花押)

三十二日

岡七郎兵衛殿

尚々萬事

よくく申し付け尤に候、以上

(・印筆者)

⑩「京極高和書状」年未詳

「ふしんにはあまりたぎり申さず候」

七郎兵衛殿

高和

めしたべ申され候へば

今日申し御越し

候ものらも上り

候様にと申し遣尤に候、

源左衛門かん兵衛も出にて

よく候はば申し遣尤に候、

雨かげんはよく候や

ふしんにはあまり

たぎり申さず候、以上

⑪「京極高和書状」年未詳

「ここともふしんも大かた出来候へども茅屋のむかいのどての水たたき石がきにさせ申し候」

わざと申し入れ候、此間は

事外あつく候へども

ゆるくとなぐさみ申す

事に候

一ここともふしんも大かた

出来候へども茅屋の

むかいのどての水

たたき石がきにさせ

申し候、かたのごとくあぼしの

みかげもよく成り

申し候、いま外申し付けたき

處も候へしもちねんに

そろくさせ申すべし

と存じ候

一先日申す通りに廿一日に

九郎兵衛かたへ参るべしと

申し候、いよいよ参るべく候間、

左様に御心得尤に候、

それに付き今度はあたら

しき屋敷にても

候間、つねのとはちがい

候間、何にても遣わずにて

然るべく候はん哉、存じより

の通りよく御申しこし

有るべく候、其の内かへり

申すべく候へども先ずだん

がうに遣わし候、此間は

くれよく候間、さだ

めてまりはやり

申す可しと存じ候こもとは

うををつり申す

事ばかり御座候

此千鳥そろく

参りとらせ候間、遣わし候、

かわる事も候はば申し

こし尤に候、恐惶謹言

刑部

六月十六日 (花押)

岡七郎兵衛殿

上候

尚々いまだあつく

も候間、いま外さきへも

のべて遣わす可く候哉、九郎兵衛

こしらへ候はば廿一日にいよく

参る可く候、九郎兵衛かたよりも

右之通り数馬かた参りて

申しこし候、以上

⑱ 「京極高和書状」 年未詳（推定万治元年六月三日付）

「ねまも四、五日中には出来申すべく候」

岡七郎兵衛殿

高和

夕べは夜中ながら

京よりの状きき

まんぞく申す事に候、今日の

風よく候間、ばんから成とも

忠右衛門遣わし尤に候、あといた

まさるやうにと存じ候、其方

そくさいものにて候間、あし

き事は有る間敷と存じ候、

もとよりきよくせいみん殿

へもよろこび申し度

候へどもかわる事もなく候

ゆへ今日は風つよき

ゆへにしらかたにのみ申し候、

やうの事候はば申しこし

有るべく候、ねまも四、五日中には
出来申すべく候間、ゆるゆると

いたしもどり申すべく候
このさかなこまり
ものにて候へどもよき
さかなとれ申さず候
間、遣わし候、りやうりにて
尤に候、萬事ゆだん
なく申し付け尤に候、
京へもよきやうに
申しやり尤に候、

以上

六月三日

(花押)

①⑨ 「京極高和書状」 年未詳 (推定万治元年月不祥十四日付)
「まづ天井見物申され候」

岡七郎兵衛殿

高和

兩人からの

書中具に見申し候、

天状事御申しこし候、

今晚もどり候はんとて

はや舟こしられ

候間、明朝は五つまへに

其元へつき申すべく候

間、明日にも明後にも

まづ天状見物

申され候度處、しまい

其の上にてふるまい

かへし申し度候間、

左様に成事に候へば右之通
然るべく候、いろく申
させ見申し候へども
らちあき申さず候間、
我らはもどり申し候、

明日あひにて申すべく候、以上
十四日

②⑩ 「京極高和書状」 年未詳 (丸亀力江戸力不祥)
「長屋すみやぐら事外そこね、みぐるしく候」

七郎兵衛殿

川ごはん所のむかひ
の町屋すみの

長屋すみやぐら

事外そこね

みぐるしく候間、

町ぶきやうに申し付け

みかけよきように

御申し付候、外の事

に候間、近日出来

申すべく候、かはらべい

ばかりにて候、以上

②⑪ 「京極高和書状」 年未詳 (丸亀家中又は竜野藩時の可能性もある)
「屋敷わりも大かたすみてだての事に候」

七郎兵衛殿

高和

屋敷わりも大かたすみでだて

の事に候、たださるよりは明日だん

がうの上にて申し付けるべく候、我等此中

十兵衛又兵衛まいり候山の内

やう木に成そうなるやま

今一度山まいりの内吉人

か又はたれ成ともそへ遣わし

山の中人のみぬところを

みせ申し度候間、こまかにみて

参り候へと御申し付けにて明日より

遣わし尤に候、十兵衛又兵衛ははし

ばかり見申すと存ずる事に候、今晚御よび

にてだんがう有る可く候、四寸五寸の

角物入り候に付申す事に候、左様に心得

御申し付け遣わし尤に候、恐惶謹言

廿日

(花押)

これへ参り九申し候、山通い遣わし尤に候、

山の中へはいりとくと

御申し度候間、よく申し付け遣わし

尤に候、以上

②② 「京極高和書状」 年未詳（推定万治二年八月六日付）

「其元の作事はか参間敷」

「さいぜんの作事のおほくも候へば」

「そと長屋ばかり何とぞいたし度候」

「我等こやがけの事」

道中無事に七月十二日に

御つきのよし満足申し候、

其元のでいさぞさぞと

存ずる事に候

一 九月参府仕り候様にと

の事ころせはしく

又は其元の作事はか

参り間敷と存じ候、さりながら

あまりいそぎ候事は

かたくむやうに候、さいぜん

ましちねんにねんを入れ

申し度候間、一ぶくいそぎ

候事はむやうに候、まづ

そと長屋ばかり何とぞ

いたし度候、その外の事は

重ねて然る可く候

一 おくかたも九月中

ごろにうつり候やうに

いたし度候、我等こやがけ

の事は九郎兵衛より申し参る可く候

間左様に御ころへ有る可く候、

大通の舟どもみな

しまい七八そうほど

ただいまつみ申す事に候、

さぬき米も千俵候

あまり申す事に候

一 貴殿事萬事ゆだん

なく御申し付け尤に候、壹人にてせいつき又はこころ

せはしき事すい

りやういたしみなみな

へもせいいたし候やう

こと御申し尤に候、九月八日

ここともと定めてよく候はんと九郎兵衛

申され候間まづ其の通りに申し

付け候、又さきざきき

合せ申す可しと存じ候、貴殿

やど何事なく候、

一我等なぐさみに風口

やのあかりはしにたて

申し候成とも、又はたてぐ

其元いたのきり

くずそれぞれに長きにつけ

木いたにかきつけ

はんなどすへさへ

其元にてまぎれ候はん

やうこと申し付け遣わし候間、

左様の木どもはかたづけ

ようして御おき有る可く候、

はるまで申し遣わし候、

石などもよくして

御おき尤に候

一おもてふろも又々と

ゆい候事なくす候間、

こふる参り次第に御たてさせ尤に候、まづふろや

かろがろと御たてさせ

尤に候、ここともとかわる事

もなくいつにもいつにも

しづしづと御入り候、九郎兵衛

萬事せい出し申し候、まん

ぞく申す事に候、おくかた

やうの事も候へば御ききにて

給わるべく候、むさどがつてん

参らず事は貴殿みにて

然る可く候、くわしく申す可く候へども

九郎兵衛より申す可く候、恐惶謹言

刑部

八月六日

岡七兵衛殿

上候

ここともと事の外の日でり

にてやうやう一時に雨ふり

水出申す事に候、

昨は十年にも二十年にも

なきよきとしに候、

米のねだん貴て候へばうり申候、

かわる事候へばはやく申しこし尤に候、

やがてあいにてくわしく申す可く候、以上

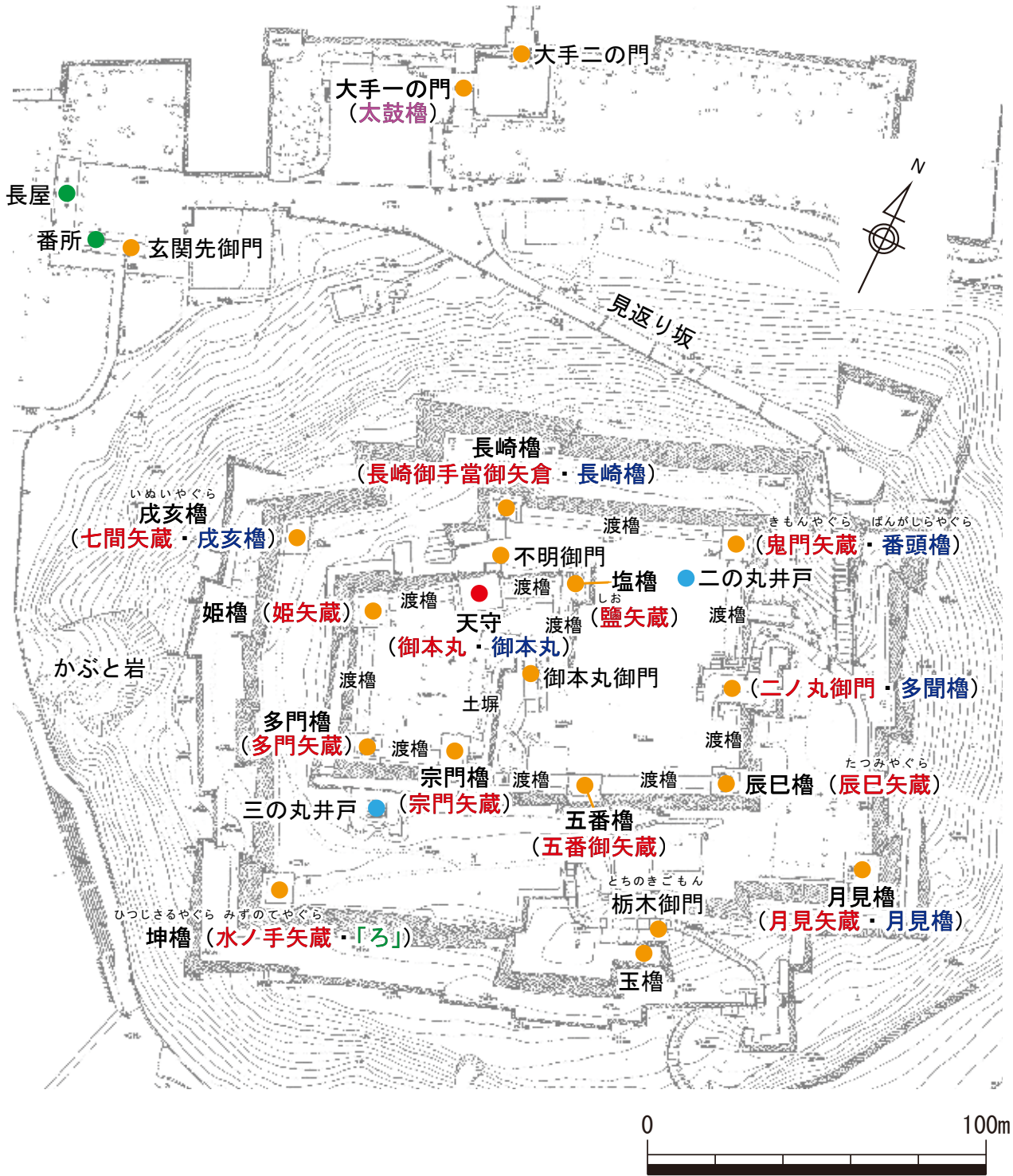
(花押)

【出典】

史料① 「西讃府志」は丸亀藩京極家が江戸時代後期に編纂した地誌。丸亀藩京極家編纂・堀田璋左右・藤田春嶺増補校訂『復刻讃岐叢書 増補 西讃府志』1973から引用

史料② ～⑩丸亀市教育委員会『讃岐丸亀城研究調査報告書』1988掲載資料を引用

史料⑪ ～⑫松本昭雄「心易主人」、封印三百五十年の本音（一）、京極高和の書状を読み解く』、『香川県立文書館 紀要第13号』1995を引用



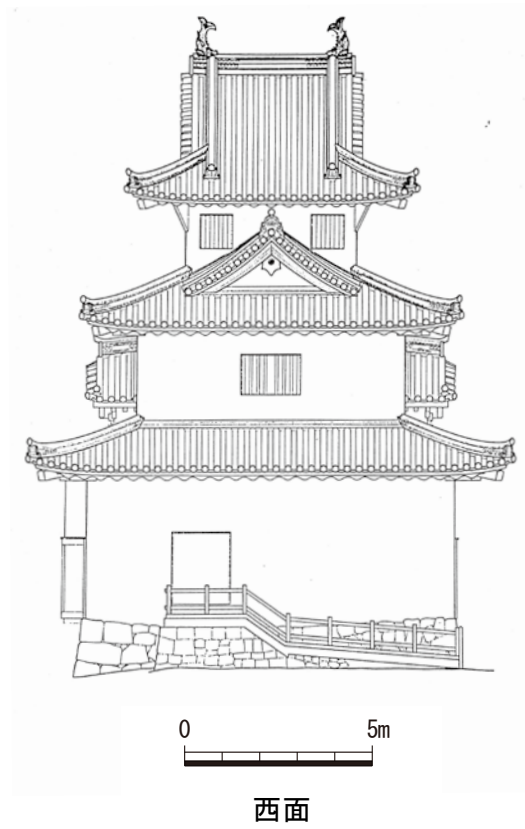
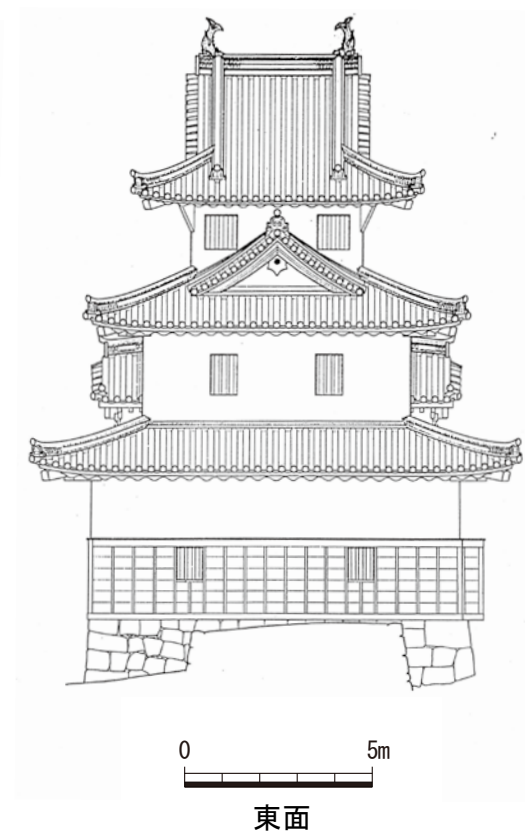
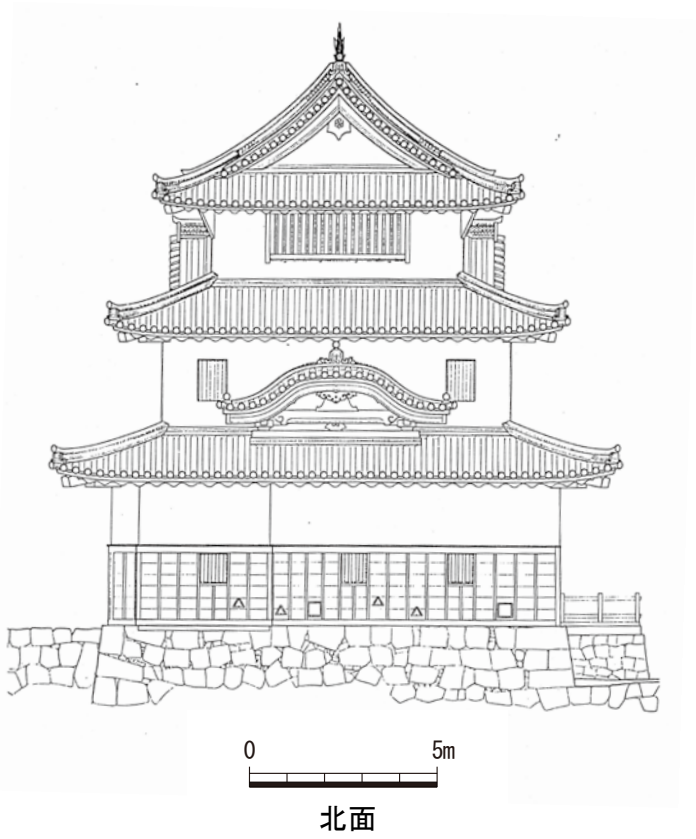
● 天守 ● 櫓・門 ● 井戸 ● その他

赤色の名称：石川家資料（個人蔵）による

青色の名称：讃州丸亀蓬萊城図（丸亀市立資料館蔵 14-36）による

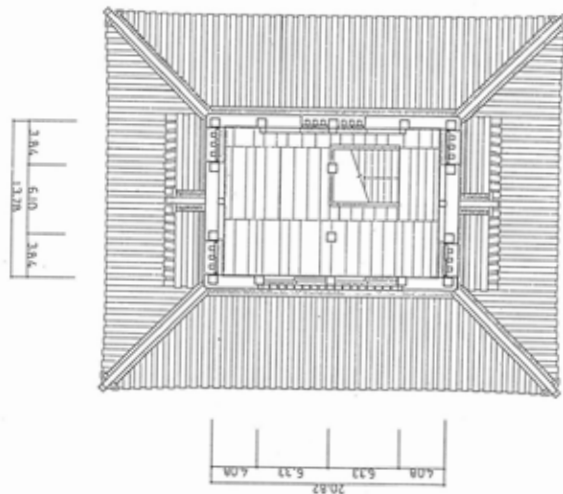
緑色の名称：慶安二年（1649）正月廿三日 山崎志摩守（俊家）宛老中書状による

紫色の名称：瀬山登の手記による

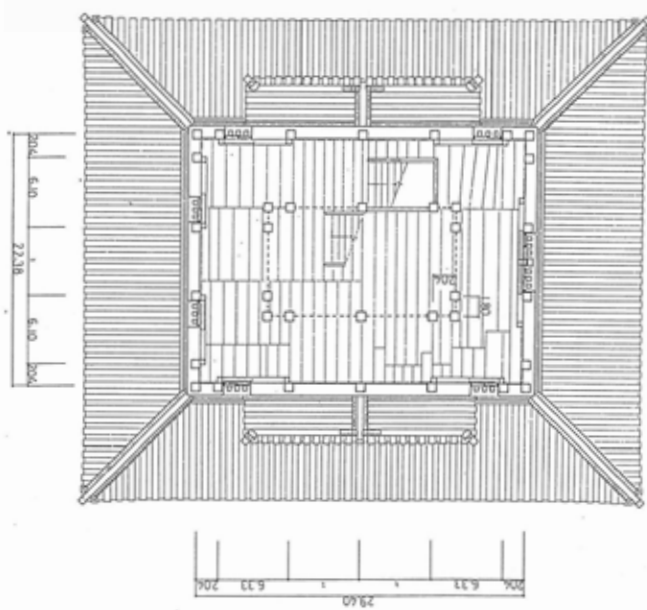


天守立面図
丸亀市教育委員会作成 (1988 年度)

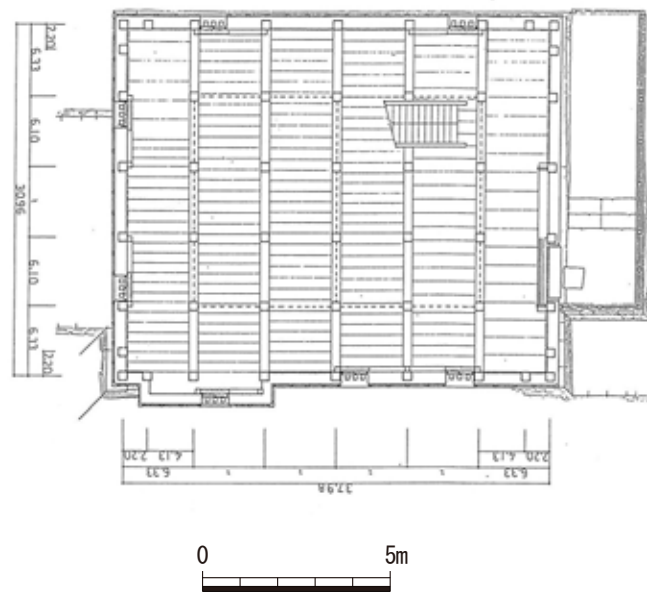
3階



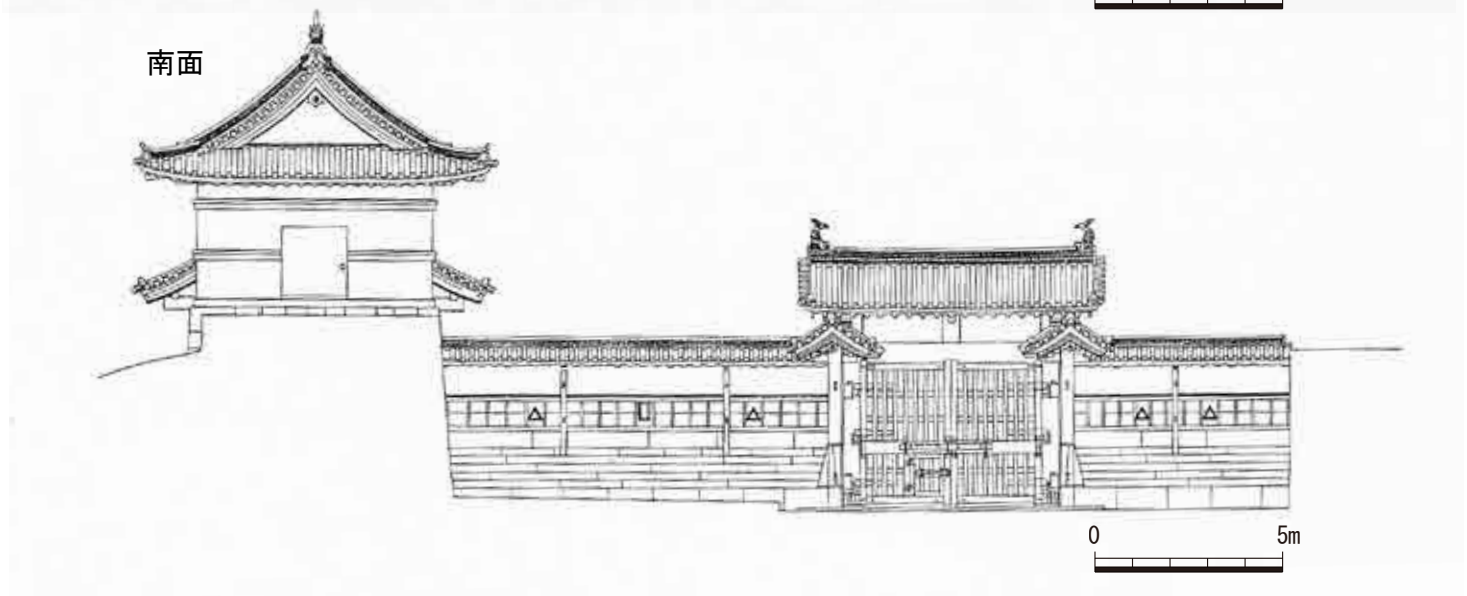
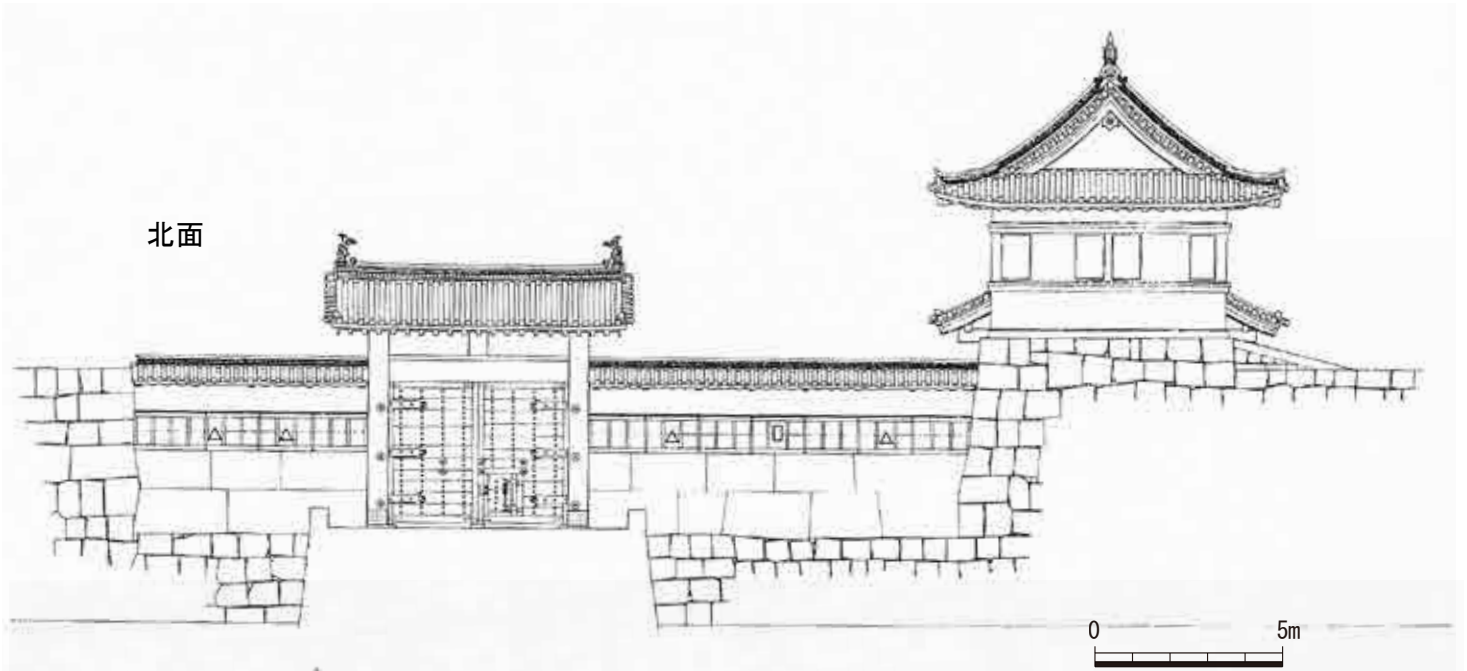
2階



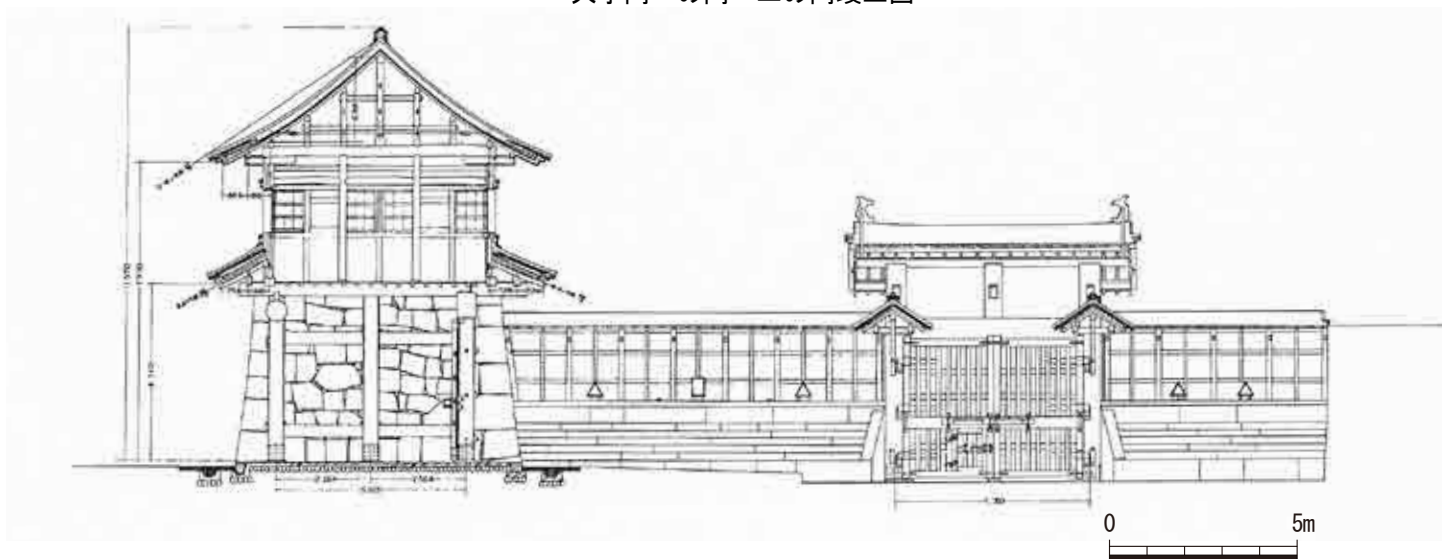
1階



天守平面図
丸亀市教育委員会作成（1988年度）

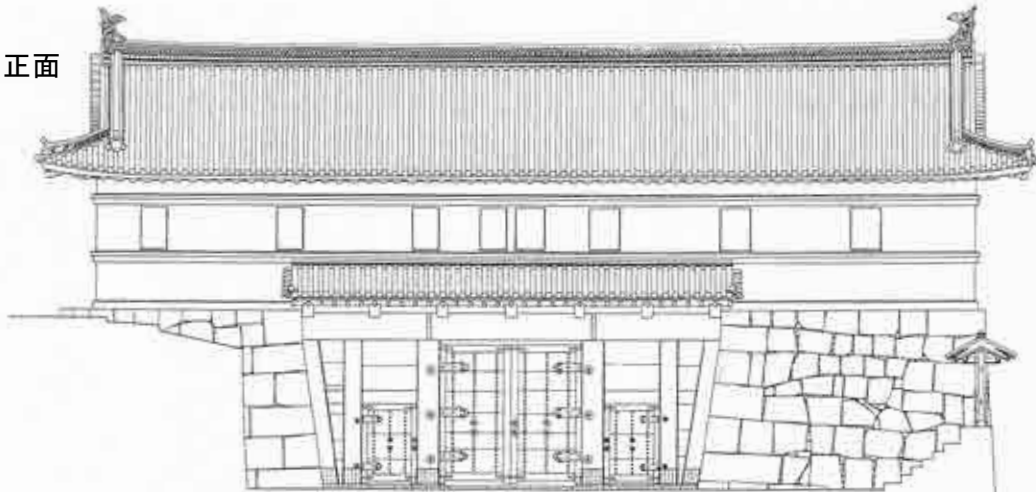


大手門一の門・二の門竣工図



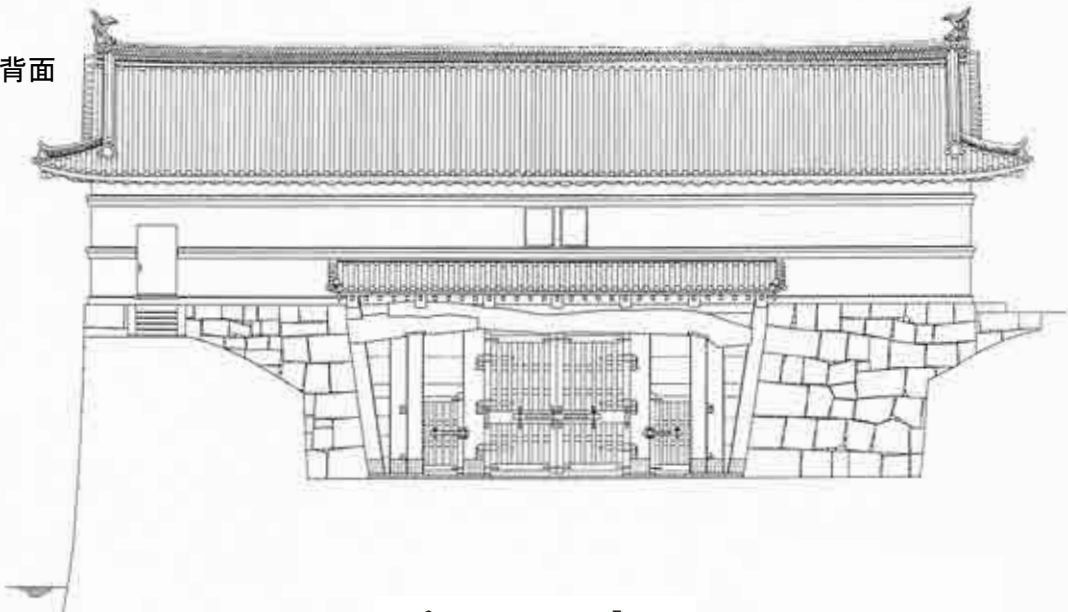
竣工大手一の門縦断面図及び大手二の門、東西土塀横断面図
丸亀市 1963 『重要文化財丸亀城大手一の門大手二の門附東西土塀修理工事報告書』

正面



0 5m

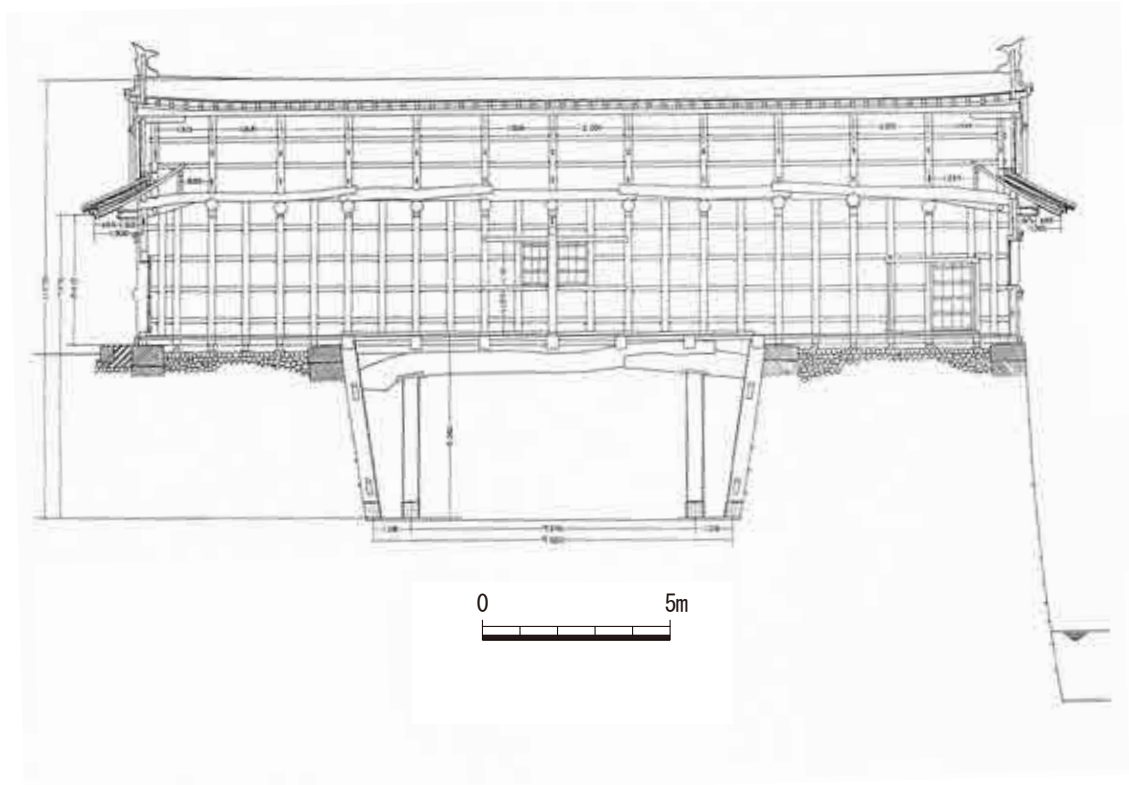
背面



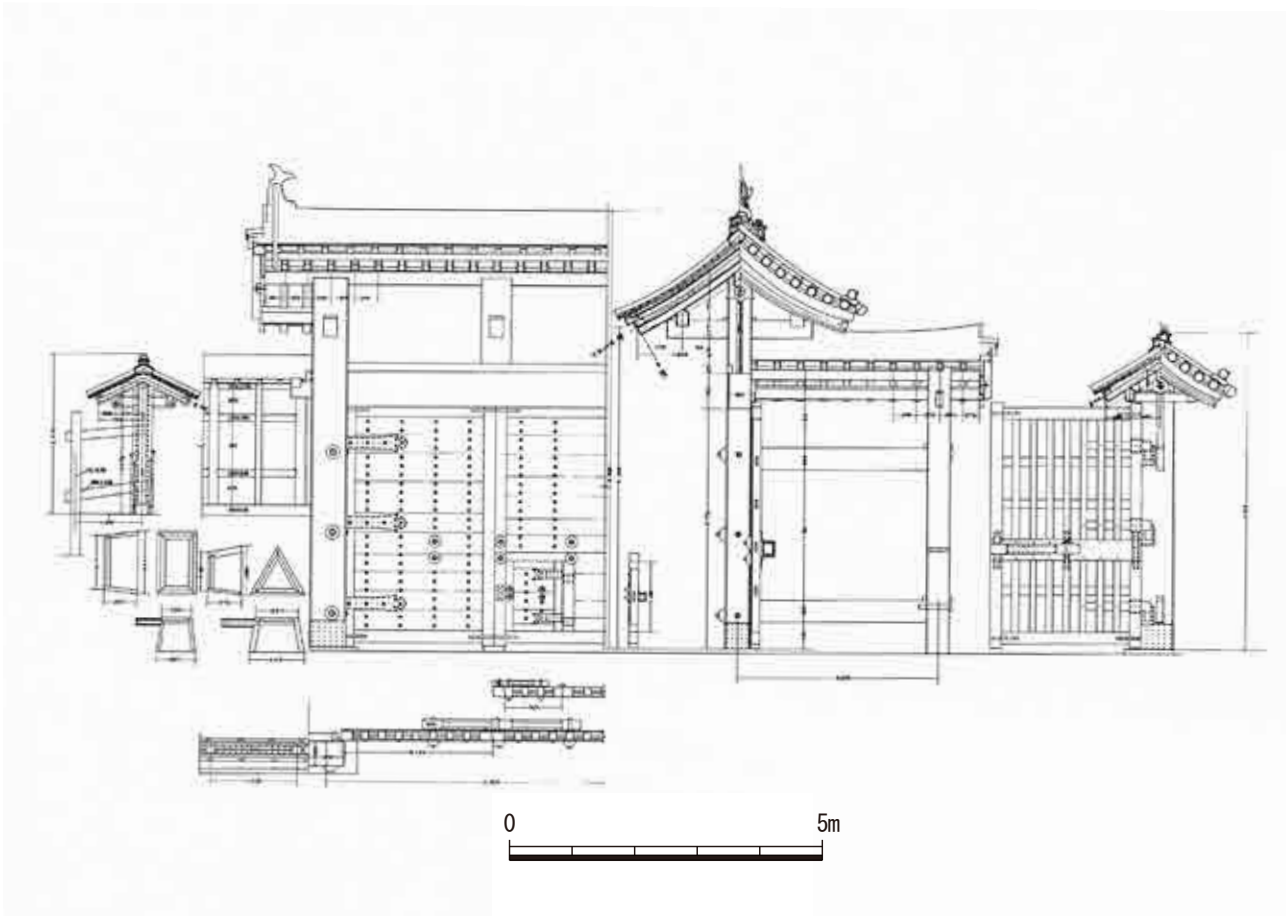
0 5m

大手一の門竣工図

丸亀市 1963 『重要文化財丸亀城大手一の門大手二の門附東西土塀修理工事報告書』

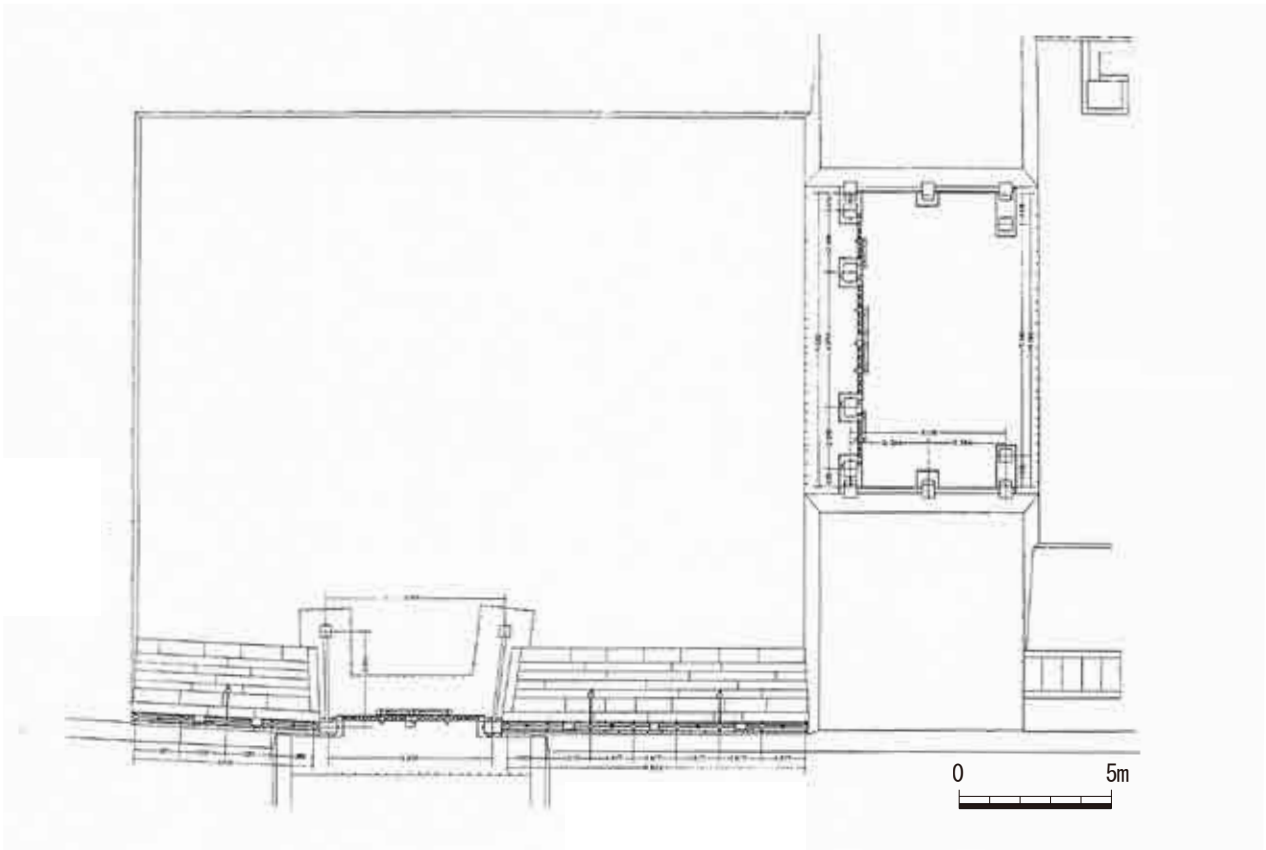


大手一の門竣工図 横断面図

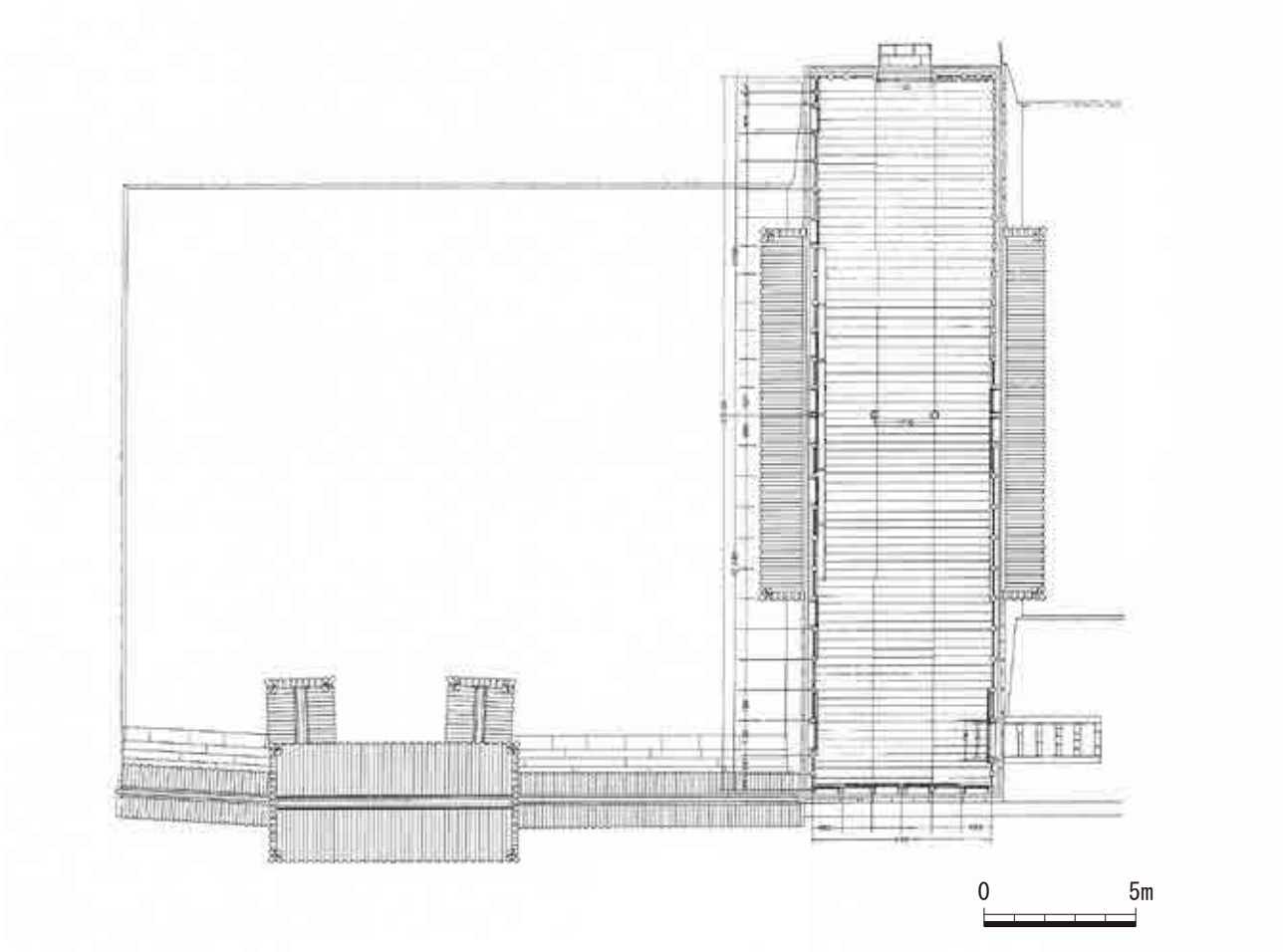


大手二の門及び東西土塀詳細図

丸亀市 1963 『重要文化財丸亀城大手一の門大手二の門附東西土塀修理工事報告書』

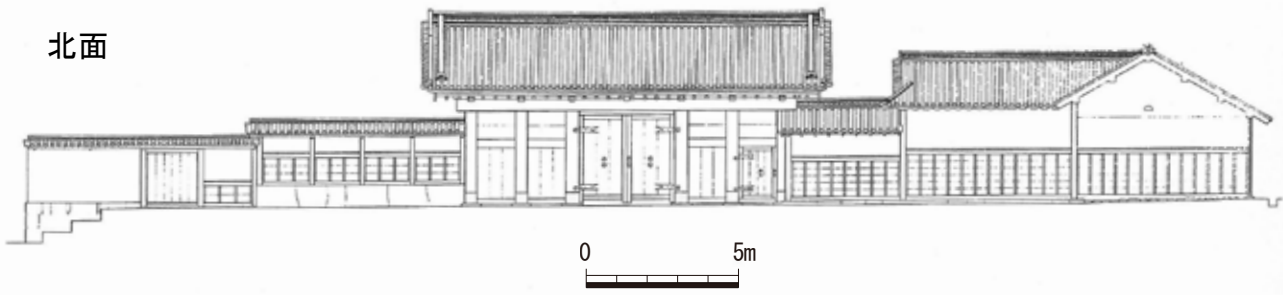


大手一の門・二の門竣工図 平面図

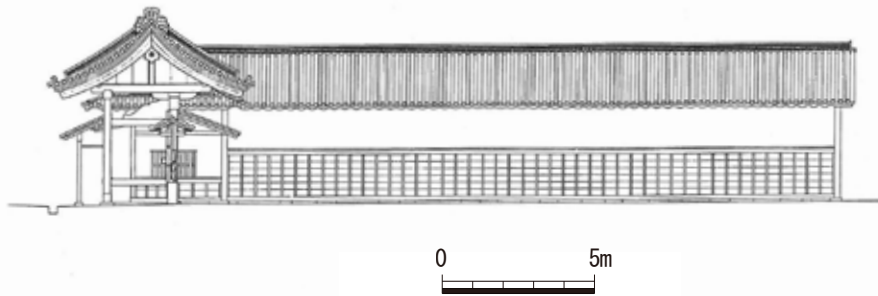


大手一の門二階平面図及び大手二の門・東西土塀屋根伏図
丸亀市 1963 『重要文化財丸亀城大手一の門大手二の門附東西土塀修理工事報告書』

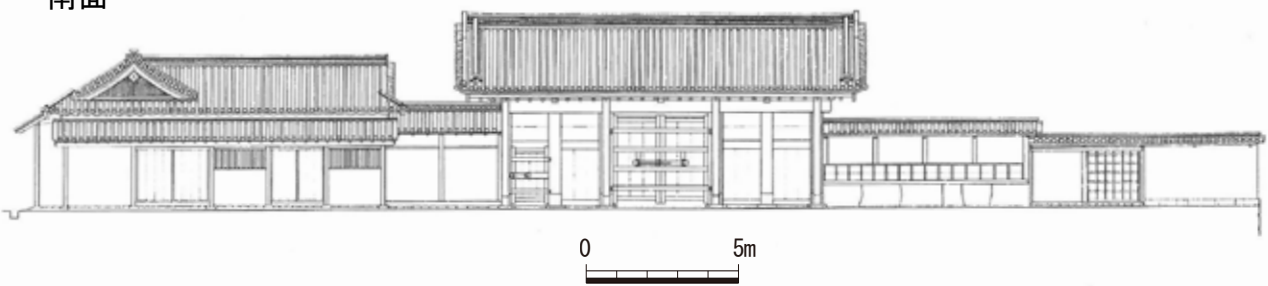
北面



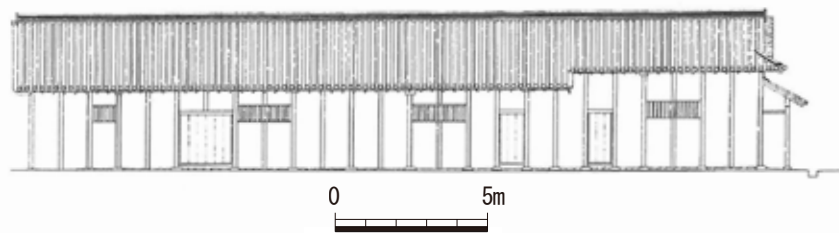
東面



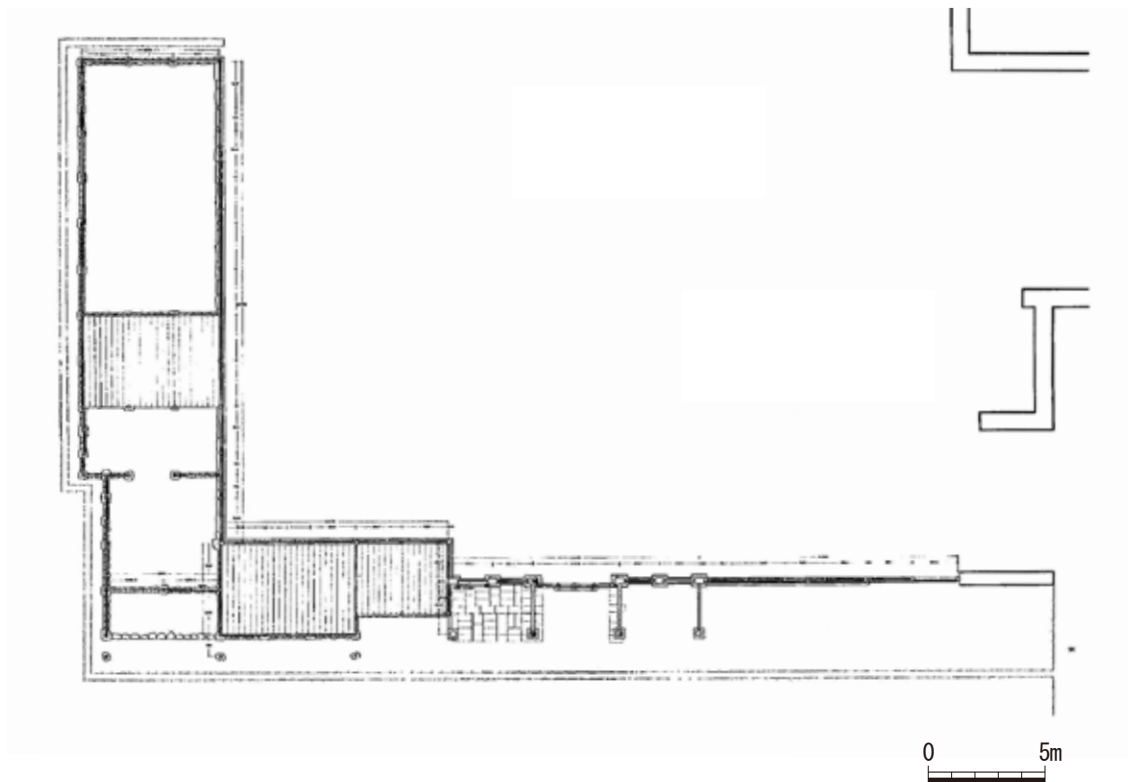
南面



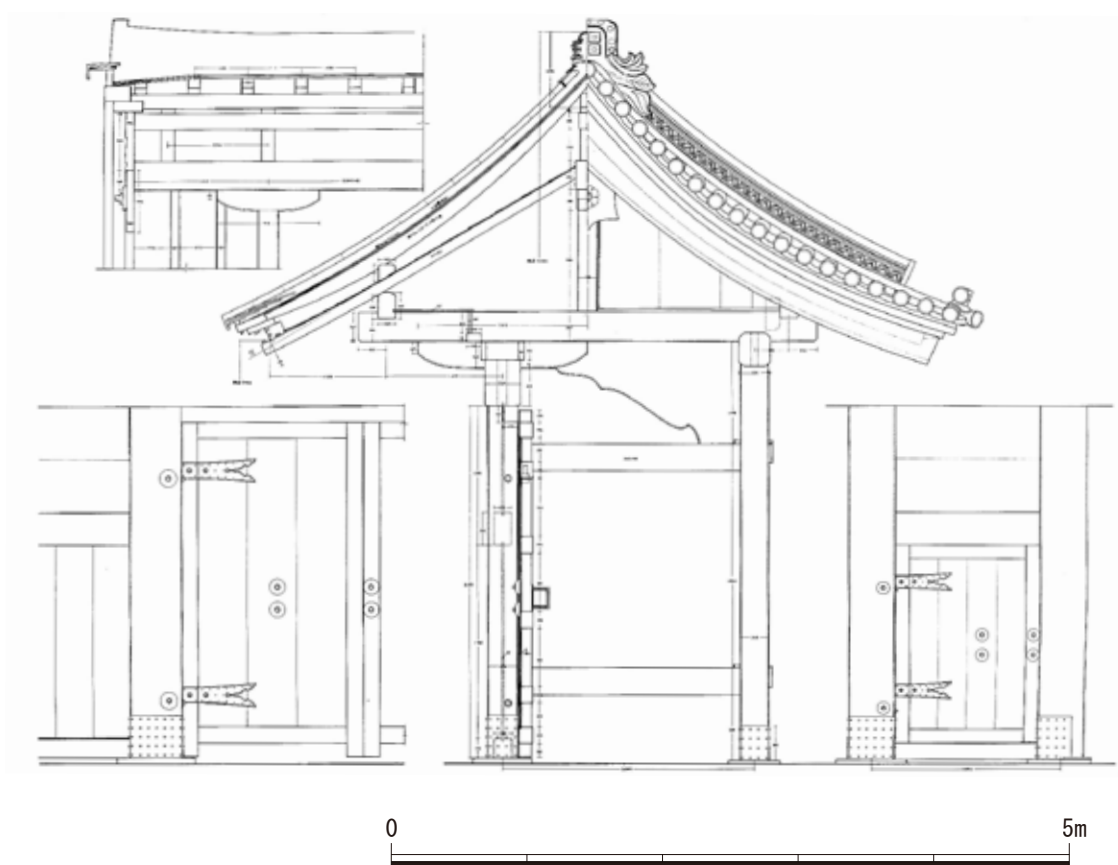
西面



玄関先御門・番所・長屋 竣工姿図
丸亀市 1968 『史跡丸亀城御殿表門 番所・長屋 土塀修理工事報告書』



玄関先御門・番所・長屋竣工平面図



玄関先御門竣工詳細図

丸亀市 1968 『史跡丸亀城御殿表門 番所・長屋 土塀修理工事報告書』



梵字

奉拝祈七夜待暇命月光遍照貴躰御堅固安全所

三 月 吉 祥 日

萬 治 第 三 天

丸亀城天守板札 万治3年(1660)右赤外線写真



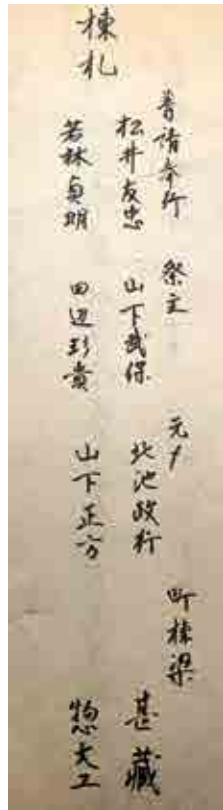
(翻刻)

御籠部屋并交代部屋建替板札
裏 文政13年(1830)



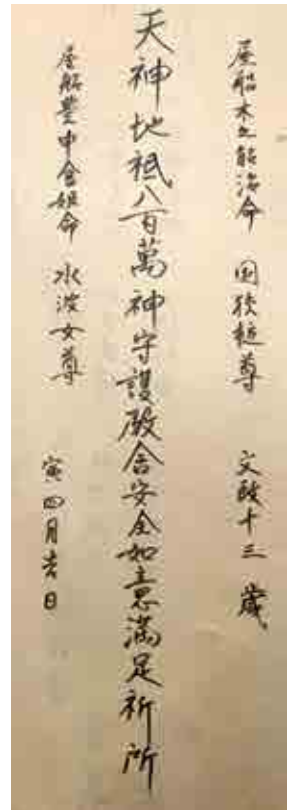
(翻刻)

御籠部屋并交代部屋建替板札
表 文政13年(1830)



(翻刻)

棟札 裏 文政13年(1830)

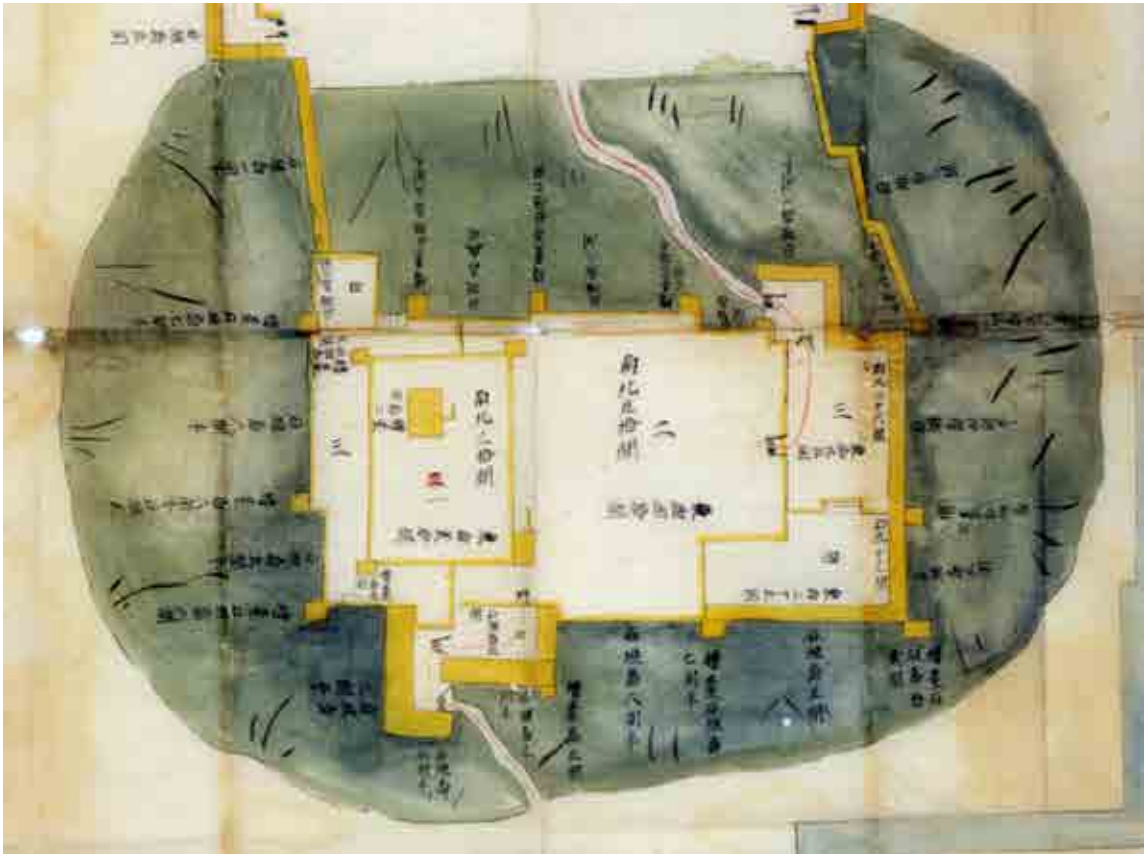


(翻刻)

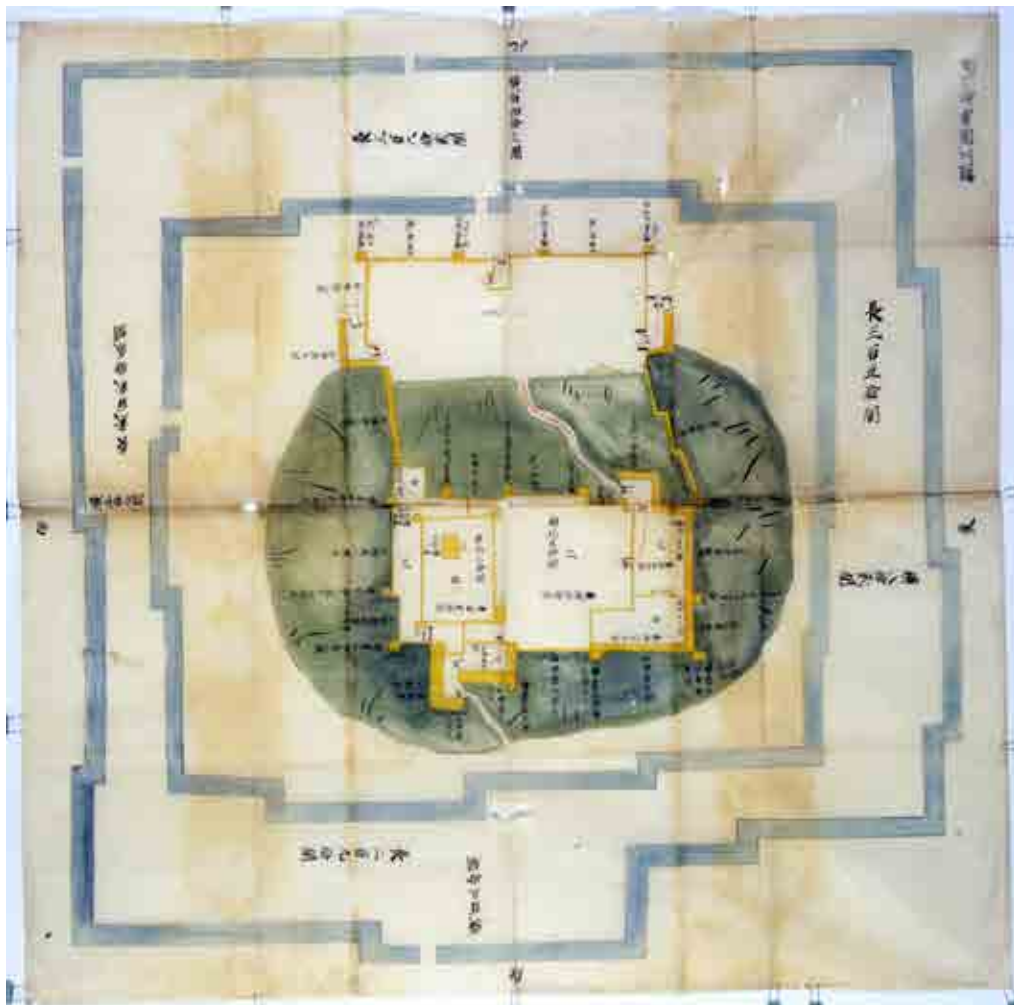
棟札 表 文政13年(1830)

丸亀城郭絵図

	名称	城主	年代	所蔵	指定	備考
①	讃州圓亀城之図	生駒		香川県立 ミュージアム		
②	讃岐国丸亀城図 (正保城絵図)	山崎	正保2年(1645)	国立公文書館	国指定	
③	山崎氏時代の城郭 絵図(大洲の図)	山崎	明暦3(1657)・万 治元年(1658)	丸亀市立資料館 14-01	市指定	
④	丸亀城下之図	京極	元禄年間(1688～ 1704)	丸亀市立資料館 14-45		
⑤	讃岐国丸亀城絵図	京極	元文元年(1736) 五月十一日	丸亀市立資料館 14-12		元禄5年 (1692)の絵図 を転用
⑥	丸亀城郭及び城下 町古地図	京極	享和2年(1802)	丸亀市立資料館 14-28	市指定	
⑦	嘉永七年丸亀城屋 敷割図	京極	嘉永7年(1854)	丸亀市立資料館 14-32		
⑧	讃州丸亀蓬莱城図	京極	明治15年(1882) の絵図を大正3年 (1914)に写す	丸亀市立資料館 14-36		

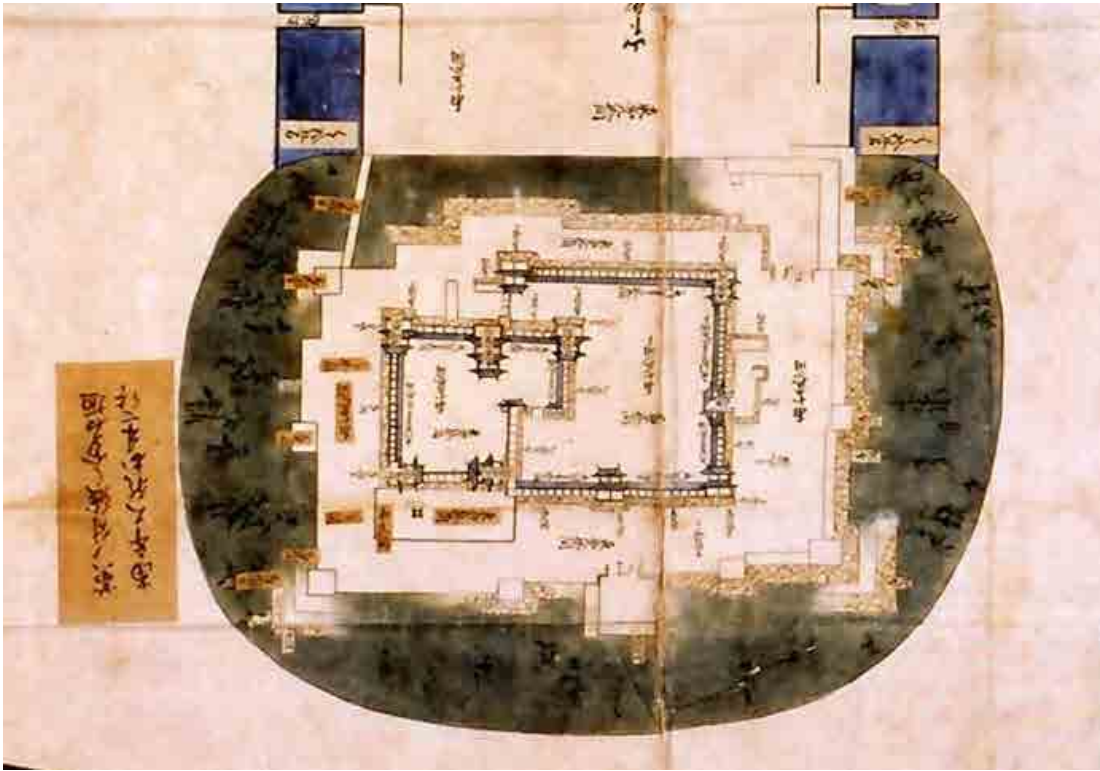


(部分)

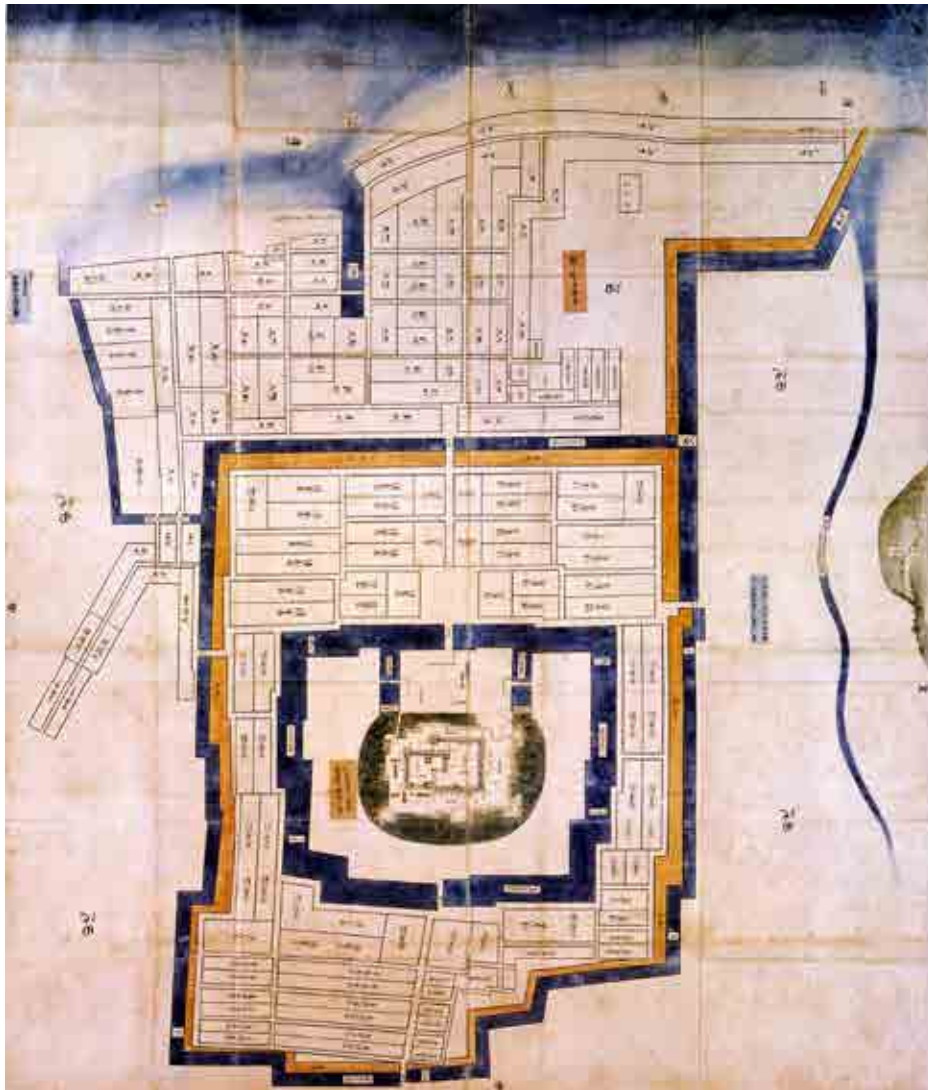


(全体)

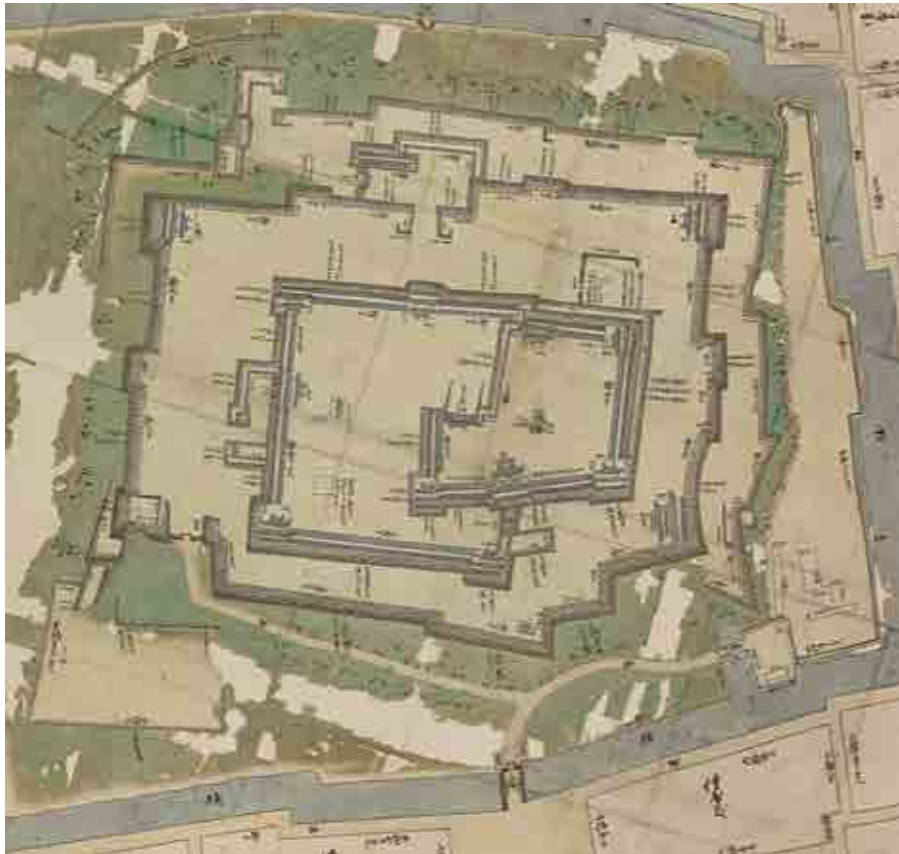
①讚州圓龜城之図 香川県立ミュージアム蔵



(部分)



(全体)

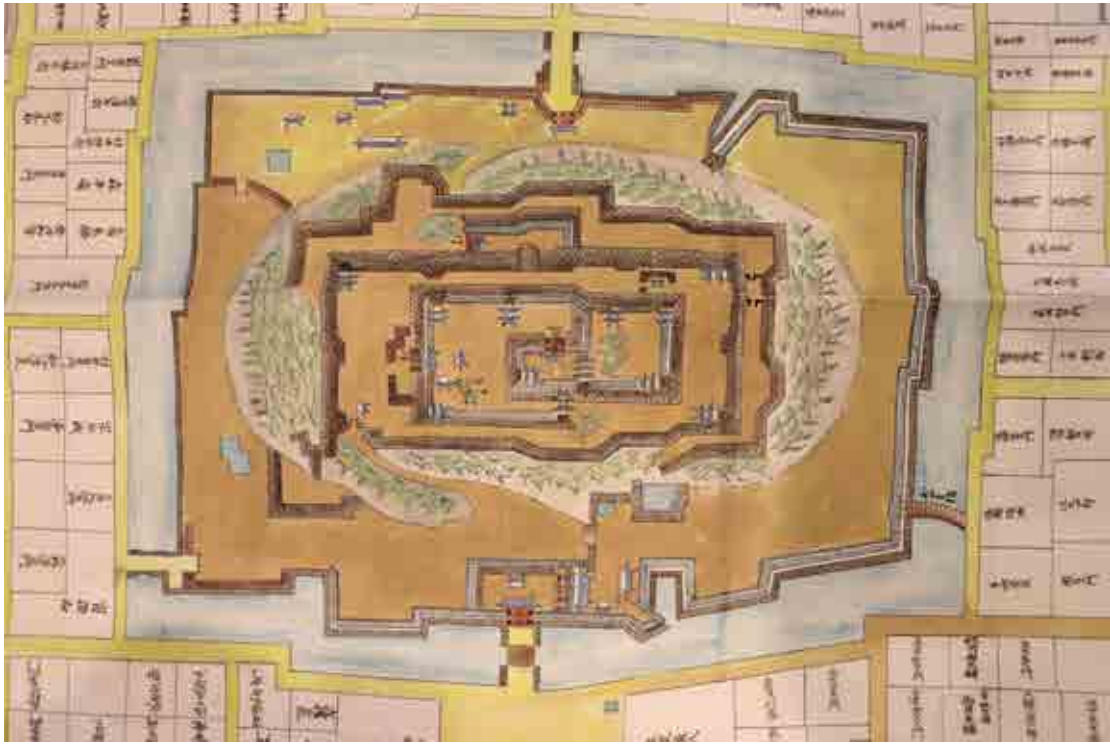


(部分)

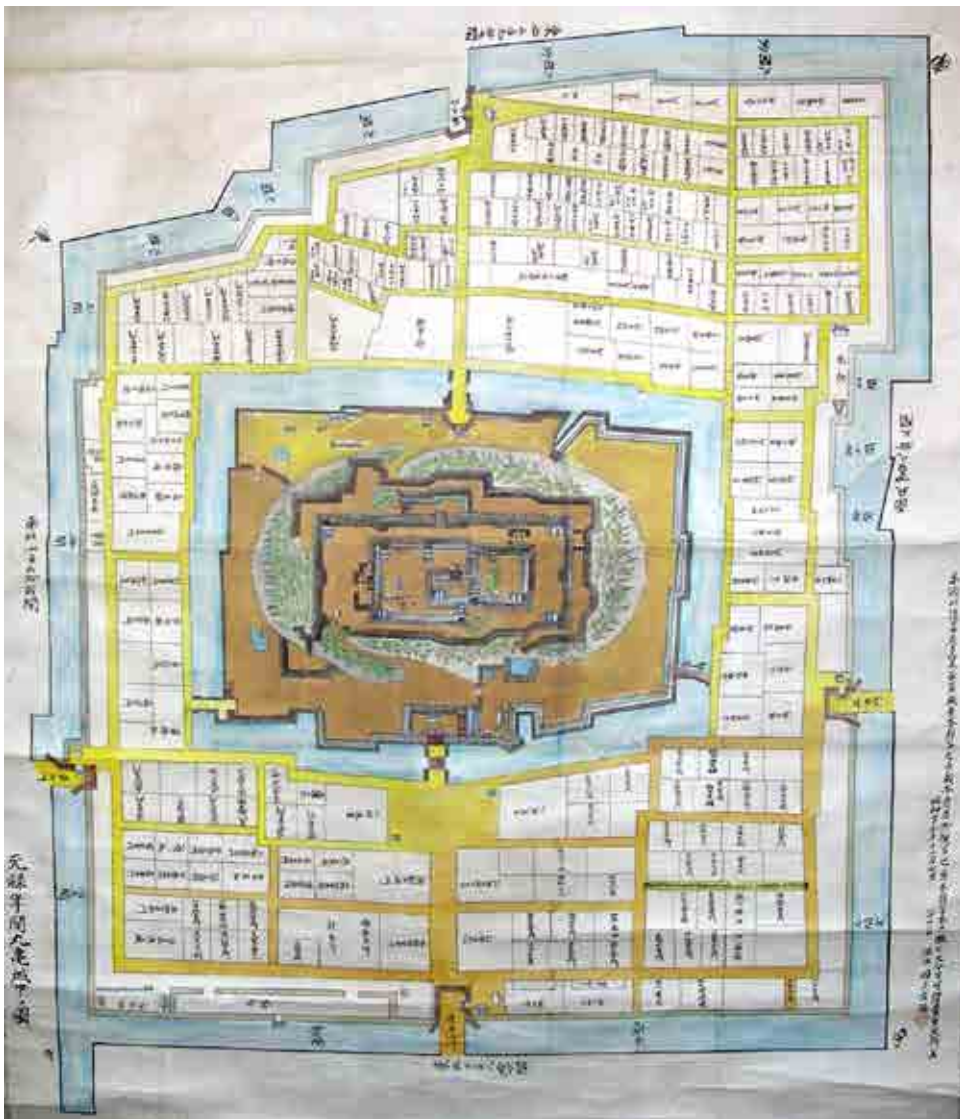


(全体)

③山崎氏時代の城郭絵図 明暦3年(1657)、万治元年(1658) 丸亀市立資料館 14-01

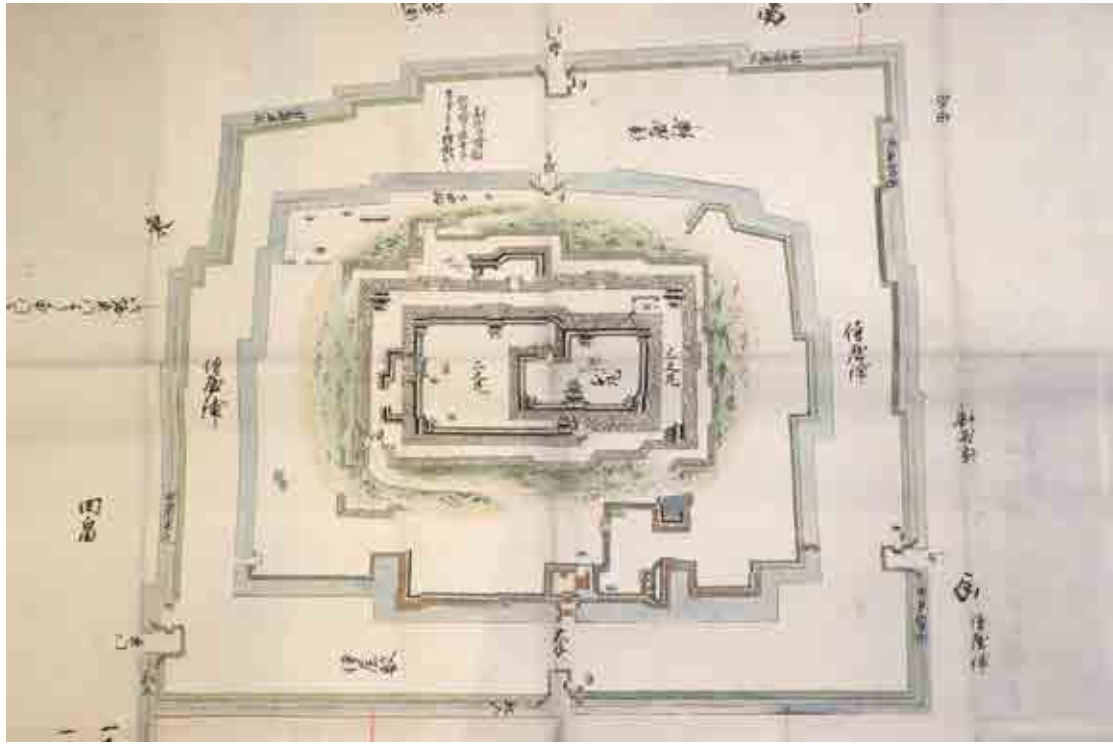


(部分)

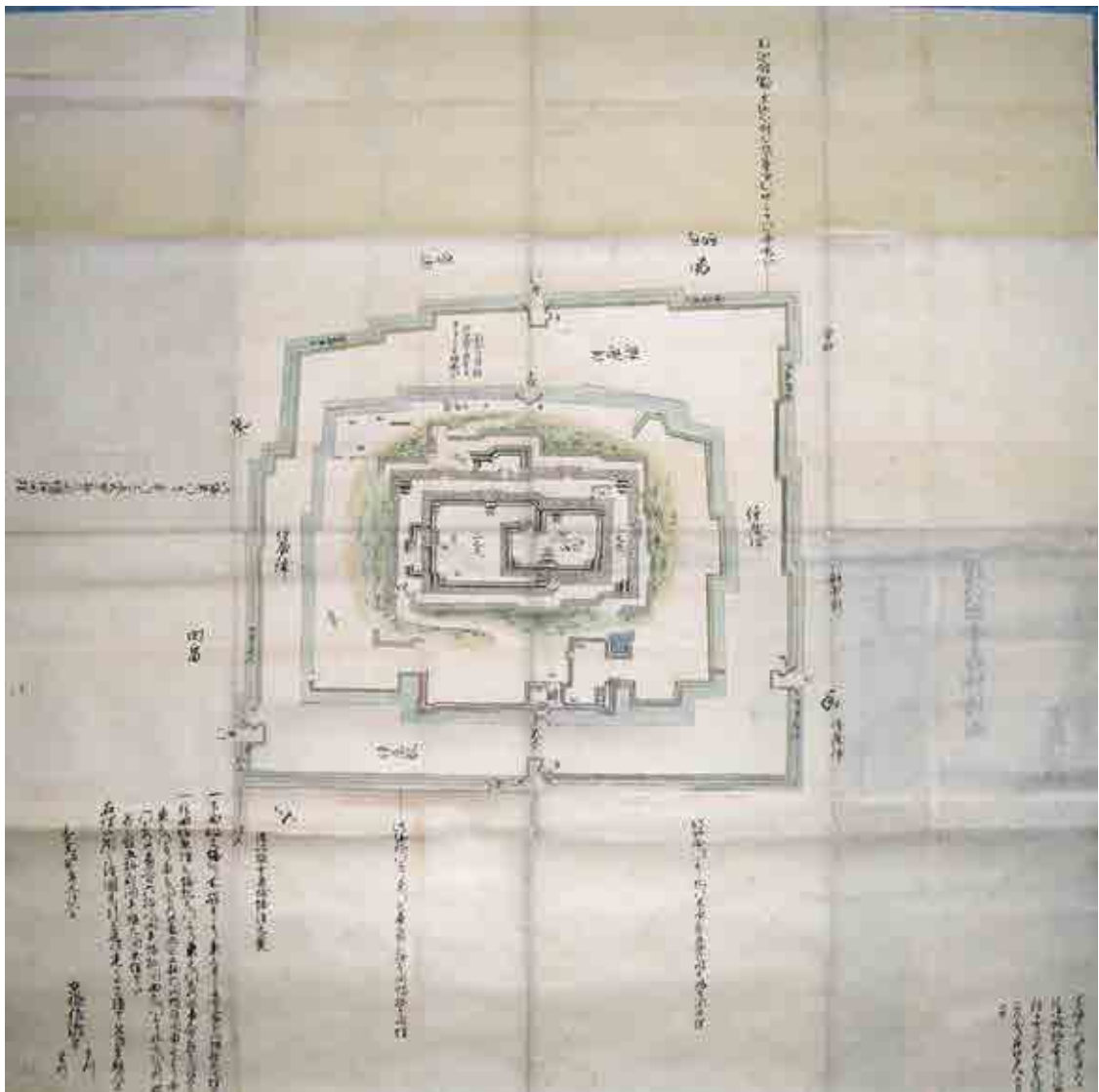


(全体)

④丸亀城下之図 元禄年間(1688～1704)丸亀市立資料館蔵 14-45

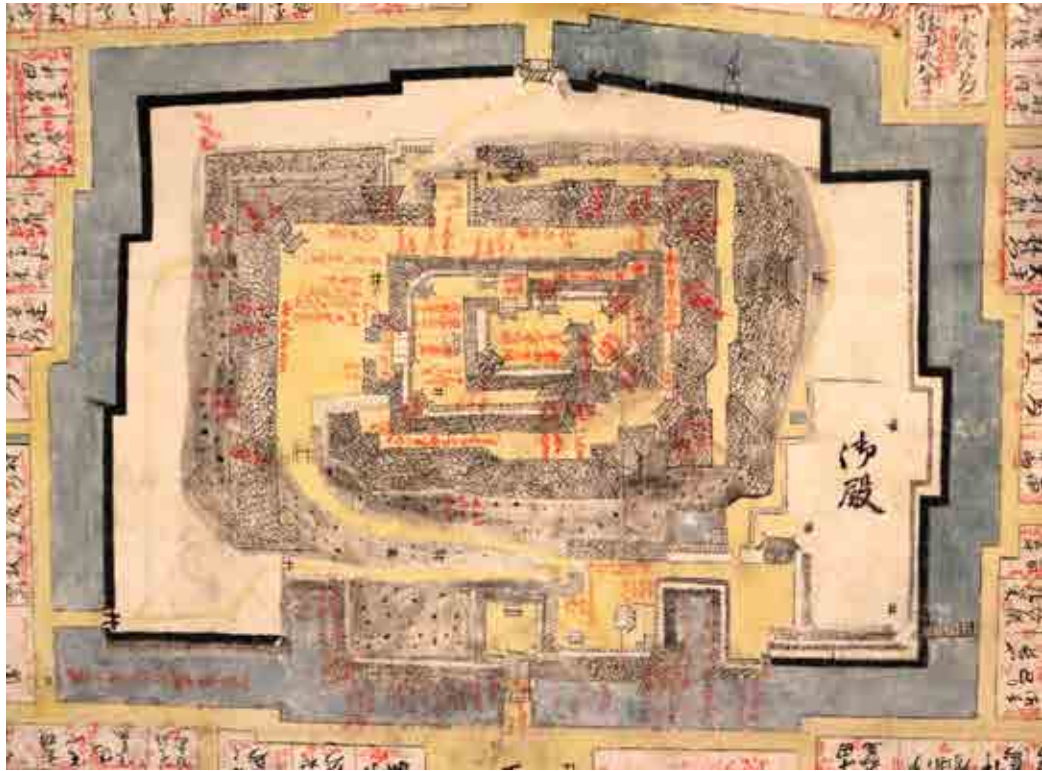


(部分)

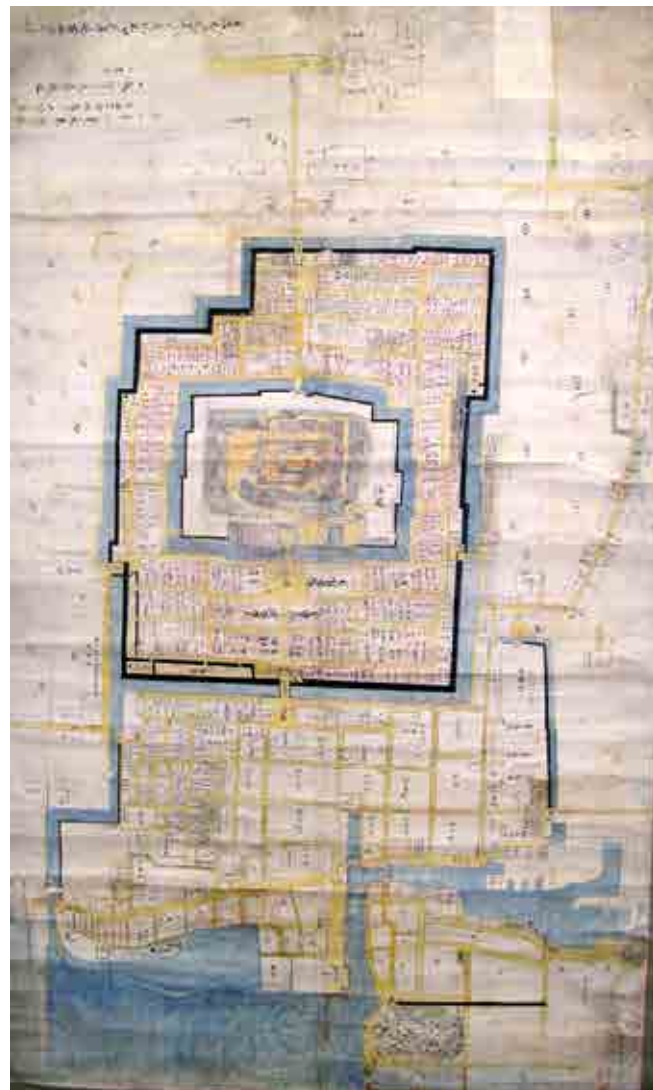


(全体)

⑤讃岐国丸亀城絵図 元文元年（1736）元年五月十一日 丸亀市立資料館蔵

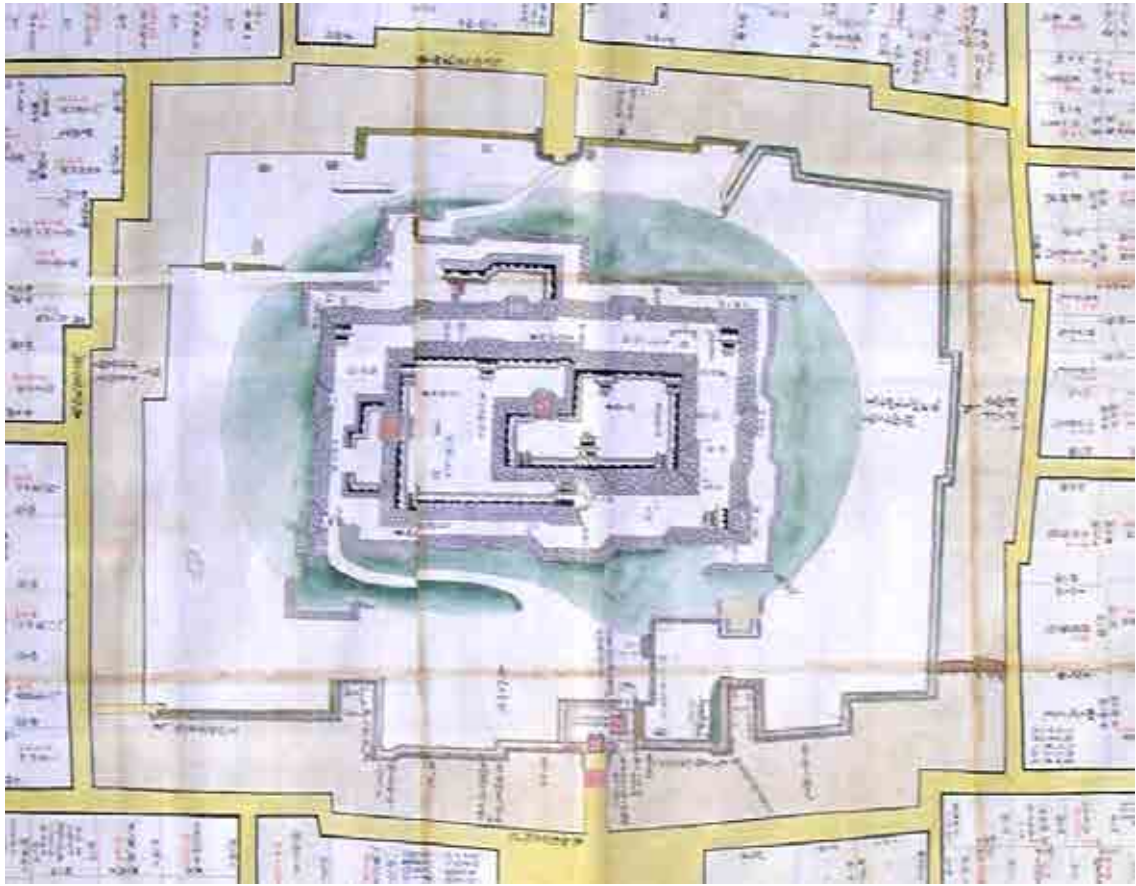


(部分)



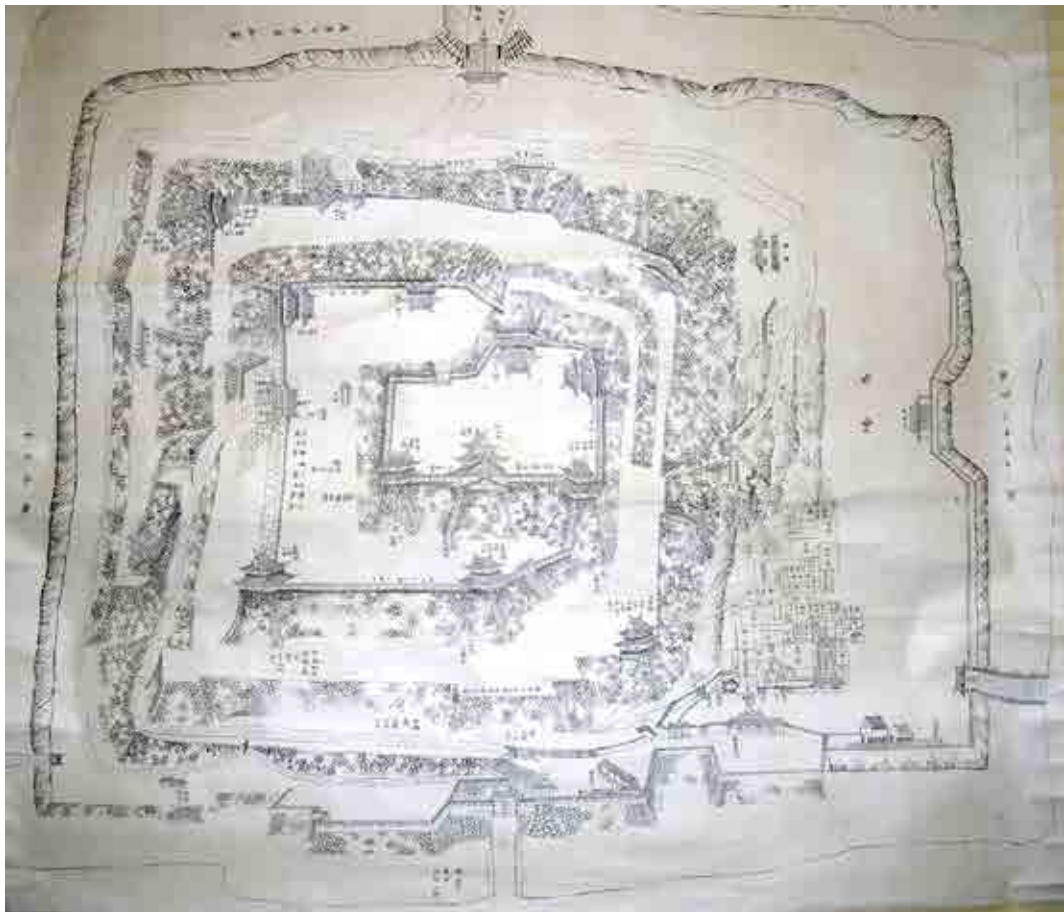
(全体)

⑥丸亀城郭及び城下町古地図 享和2年(1802)丸亀市立資料館蔵 14-28



(部分)

⑦嘉永七年丸亀城屋敷割図 嘉永7年(1854) 丸亀市立資料館蔵 14-32



(全体)

⑧讃州丸亀蓬莱城図 丸亀市立資料館蔵 14-36

丸亀城木図（市指定）丸亀市立資料館蔵

檜材で造られた丸亀城の木型模型。江戸時代には城の再建や改修に際し、木図や紙図を幕府に提出することが義務つけられていた。丸亀藩士瀬山登の手記「丸亀城御城坪割」に「寛文十戌年、太鼓櫓新規出来之義御願二付、同所木図上ル」とある。この記述から木図は、寛文10年（1670）に丸亀藩京極氏が、城の大手を南側から北側に移し、大手一の門・二の門を建造するにあたり、許可を得るため幕府に提出した木型模型の写しであると推定される。

平地部に示された基準格子を見ると、1間1分（1¹/₆₅₀）の縮尺となっている。城山の曲線や天守をはじめ12の櫓や門などの建造物が精巧に造られており、当時の高度な木工技術が伺える。

木図は寛文期における丸亀城の全体像を示す模型として、全国的にも作例の少ない一級資料である。

参考文献・丸亀市教育委員会2015『丸亀の文化財（第8編）』、丸亀市教育委員会2015『丸亀市指定文化財丸亀城木図調査報告書』



丸亀城木図（市指定）丸亀市立資料館蔵 北面



丸亀城木図（市指定）丸亀市立資料館蔵 北面



丸亀城木図（市指定）丸亀市立資料館蔵 西面



丸亀城木図（市指定）丸亀市立資料館蔵 南面



丸亀城木図（市指定）丸亀市立資料館蔵 東面

藩主肖像画（市指定） 丸亀市立資料館蔵

京極家藩主肖像画は、京極家の菩提寺である南条町の玄要寺に伝わったもので、平成14年（2002）に丸亀市に寄贈され、現在は丸亀市立資料館が所蔵している。

丸亀藩京極家初代藩主高和から5代藩主高申までの歴代藩主のほか、丸亀に移封される以前の当主高次・忠高と、六代藩主高朗の長男で早世した高美を加えた8幅からなる。滋賀県米原市山東町にある京極家の墓所徳源院にも、これらと類似した画像の京極家歴代当主の肖像画が伝来している。

いずれも像主の没後に描かれたものと思われ、束帯姿で、手に笏を持ち腰に太刀を佩き、上げ畳に座る姿を、表情や着衣、太刀の文様にいたるまで細かな筆づかいで表現している。これらは画絹の状態や筆致が異なり、法量や表装も様々であることから同時期に一括して制作されたものではないと考えられる。

参考文献・丸亀市教育委員会2015 『丸亀の

文化財（第8編）』



丸亀藩京極家三代藩主
京極高或像



丸亀藩京極家二代藩主
京極高豊像



丸亀藩京極家初代藩主
京極高和像



丸亀藩京極家五代藩主
京極高中像



丸亀藩京極家四代藩主
京極高矩像

丸亀城時太鼓 丸亀市立資料館蔵

時太鼓と呼ばれるこの太鼓は藩政時代から大手一の門二階の（通称 太鼓門）にて、刻を知らせた貴重な太鼓である。

太鼓はケヤキ材で作られた径2尺4寸程度（約72〜74cm）、長さ82cmの長胴太鼓である。太鼓の内外に修理年代などを記した墨書がある。その調査記録には「寛延四年□月吉日、大坂渡辺村中之町、細工人太鼓屋又三衛門」とあり、寛延4年（1751）に製作された可能性が高い。江戸時代に6回、明治時代から大正時代まで4回の革の張替え修理が行われている。

また、文政10年（1827）の丸亀藩の知行録には太鼓打吉治の名が見られる。

明治時代以降は、丸亀県庁舎や浜町の亀湾小学校、明治18年（1885）から通町の戸長役場に移り、時太鼓として使用された。その後、市役所へと引き継がれ、現在は丸亀市立館所蔵となっている。

平成18年（2006）6月10日の「時の記念日」から、大手門では、雨天時を除くほぼ毎日、代りの太鼓を置き、12時に9回太鼓を叩き刻を知らせている。

参考文献…丸亀市1959「生活の周辺」『新修丸亀市史』



丸亀城時太鼓 丸亀市立資料館蔵

山北神社奉納・京極侯参勤交代御船揃絵馬（県指定） 山北八幡神社蔵

丸亀藩の参勤交代の船揃えを、海上から陸に向かって描いた船絵馬である。大坂の浮世絵師歌川芳梅の筆によるもので、安政4年（1857）に丸亀城下南条町の大年寄の家系にあたる和氣忠澄が、山北八幡神社に奉納した。

青の幕を張った藩主の御召船泰平丸と乗換船万年丸の2隻を中心に、家臣が乗船した日吉丸、出来丸、住吉丸、凌波丸などが船団を組んで丸亀港に到着し、これらの一行を麒麟丸、雁行丸、飛鳥丸などが出迎えている情景が表されている。ほとんどの船が、京極家の家紋である四つ目結紋入りの幕を張り、立鼓の船印を立てている。

船団の後ろには福島と新堀の2つの港が見え、その奥に城下が広がり、遠景には丸亀城のある龜山が描かれている。

全国的に船揃えの図は少なく、本絵馬は大名の参勤交代の様相を示すとともに、幕末の城下や港の景観を表した貴重な歴史資料といえる。

参考文献・丸亀市教育委員会2015『丸亀の文化財（第8編）』



山北神社奉納・京極侯参勤交代御船揃絵馬（県指定） 山北八幡神社蔵

城下町絵馬 畑尾茶庵筆 田潮八幡宮所蔵

当絵馬は、明治10年（1877）8月1日、本町筋と通町が接するあたりで大火があり、この時の火災の様子が描かれている。

この大火で危うく難を免れた通町の松代大造、大木石松兩人が、自宅が無事であったのは神のご加護によるものだと、畑尾茶庵に依頼し描き、明治11年（1878）9月に田潮八幡宮に奉納した。当時の町の様子が描かれている貴重なものである。

参考文献…直井武久1982『丸亀の歴史散歩』



城下町絵馬 畑尾茶庵筆 田潮八幡宮所蔵

ニツカリ青江脇指（国認定） 丸亀市立資料館蔵

京極家伝来の脇指で、南北朝時代の備中青江の刀工貞次の作と伝えられている。鑄造、三ツ棟、大切先で身幅が広く、もとは太刀であったものを後世に磨上げ、茎には「羽柴五郎左衛門尉長」の金象嵌銘を刻む。

慶長19年（1614）、大坂冬の陣で、初代丸亀藩主京極高和の伯父にあたる京極忠高が、豊臣秀頼より拝領した。豊臣秀吉の腰物帳にも名を連ねた名刀で、佐々木家臣駒（狛）氏、柴田勝家・勝敏、丹羽長秀・長重、豊臣秀吉・秀頼、京極忠高に伝来した。江戸時代を通して京極家に所有されていたがその後流出し、平成9年（1997）に丸亀市が購入し、丸亀市立資料館の所蔵品となっている。ニツカリという異名の由来は、「夜中につきかり笑う女の幽霊を切り捨て、翌日あたりを探すと切り落とされた石塔が残っていた。」という逸話による。石塔を切った人物は、近江国八幡住の中島修理太夫・九里太夫兄弟、浅野長政の家臣、六角義賢に仕えた狛丹後守とする諸説がある。



ニツカリ青江脇指（国認定） 丸亀市立資料館蔵

拵は金梨子地桐四つ目結紋散鞘糸巻太刀拵であり、江戸時代前期から中期の作と推定される。鞘は金梨子地に四つ目結紋と五三桐紋を交互に散らし、鐔は、赤銅魚子地の葵木瓜形、柄は伽羅色地金欄包の金茶糸菱平巻という華麗なもので、公益財団法人日本美術刀剣保存会により重要刀装に指定されている。

参考文献：丸亀市教育委員会2015『丸亀の文化財（第8編）』



ニツカリ青江脇指（国認定） 丸亀市立資料館蔵



亀山城全景（絵葉書） 明治末期頃 北西から 丸亀市立資料館蔵



丸亀城遠景（絵葉書） 大正8年（1919）西から 丸亀市立資料館蔵